

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案参照条文目次

○ 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律（大正五年法律第十号）（抄）	1
○ 特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律（昭和六年法律第八号）（抄）	1
○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）	1
○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）による改正前の国家公務員法（抄）	2
○ 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）（抄）	3
○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和二十二年法律第四百四十四号）（抄）	3
○ 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）（抄）	5
○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の郵便法（抄）	8
○ 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（抄）	9
○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）（抄）	9
○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）（抄）	14
○ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十二号）（抄）	25
○ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）	26
○ 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）（抄）	27
○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）	28
○ 郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）（抄）	28
○ お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）（抄）	30
○ 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（抄）	30

- 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）
（抄）----- 31
- 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）----- 31
- 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律による改正前の住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）（抄）----- 34
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）----- 35
- 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（抄）----- 37
- 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）（抄）----- 37
- 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律による改正前の北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）（抄）----- 38
- 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）----- 39
- 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の国家公務員退職手当法（抄）----- 44
- 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）----- 48
- 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第百八号）（抄）----- 55
- 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）（抄）----- 55
- 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）（抄）----- 56
- 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）----- 56
- 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）（抄）----- 63
- 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）（抄）----- 65
- 実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）（抄）----- 65
- 意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）（抄）----- 66
- 商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）（抄）----- 66

○	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）	67
○	登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	73
○	自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）（抄）	75
○	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）	76
○	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	76
○	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）	77
○	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）（抄）	78
○	民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）	78
○	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）	79
○	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）（抄）	81
○	国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）（抄）	81
○	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の国家公務員倫理法（抄）	86
○	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）（抄）	87
○	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（抄）	89
○	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）（抄）	90
○	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）	91
○	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）	93
○	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）	93
○	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）	95

○	公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十八号)(抄)	95
○	独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)(抄)	96
○	郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)(抄)	99
○	日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)(抄)	108
○	郵便事業株式会社法(平成十七年法律第九十九号)(抄)	109
○	郵便局株式会社法(平成十七年法律第一百号)(抄)	110
○	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第一百一号)(抄)	112
○	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(抄)	113
○	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成十八年法律第四十七号)(抄)	120
○	株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)(抄)	120

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案参照条文

○ 証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律（大正五年法律第十号）（抄）

第一条 租税及政府ノ歳入ハ政令ノ定ムル所ニ依リ証券ヲ以テ之ヲ納付スルコトヲ得但シ印紙ヲ以テ納付スヘキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

○ 特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律（昭和六年法律第八号）（抄）

各特別会計ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ当該会計ニ於テ俸給又ハ給料ヲ支弁シタル公務員若ハ之ニ準ズベキ者又ハ其ノ遺族ノ恩給（外国人恩給ヲ含ム）支払ニ充ツベキ金額ヲ一般会計ニ繰入ルルコトヲ得恩給法第十七条ノ規定ニ依リ国庫ノ分担スル金額ニ付亦同ジ

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができらる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二・三 （略）

2 （略）

(国家公務員倫理審査会への権限の委任)

第八十四条の二 人事院は、前条第二項の規定による権限(国家公務員倫理法又はこれに基づく命令(同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。))に違反する行為に関して行われるものに限る。)を国家公務員倫理審査会に委任する。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)による改正前の国家公務員法(抄)

(一般職及び特別職)

第二条 (略)

2 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

3 3 7 (略)

(懲戒の場合)

第八十二条 (略)

2 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者(以下この項において「特別職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下この項において「先の退職」という。)、特別職国家公務員等としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。))又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一

条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

○ 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）（抄）

第七条（郵便貯金の種類） 郵便貯金は、次の六種とする。

一〜四（略）

五 住宅積立郵便貯金 自己の居住の用に供する住宅の建設若しくは購入、その住宅の建設若しくは購入及びこれに付随する土地若しくは借地権の取得又はその住宅の改良につき、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十二条の二及び第二十二條の三の規定又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二条の二の規定の適用のある資金の貸付けを受け、かつ、必要な資金を貯蓄する目的で、一定の据置期間を定め、一定の金額をその期間内毎月一回預入するもの

六（略）

②（略）

第六十条（適格預金者のあつせん） 公社は、住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から住宅金融公庫法第十七条第一項、第二項、第五項、第十一項若しくは第十二項又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けようとする住宅積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の郵便貯金法（抄）

第六条（印紙税の免除） 郵便貯金に関する書類には、印紙税を課さない。

第三十七条（払戻金の払渡し） 通常郵便貯金の払戻金の払渡しは、公社の定める場合を除いて、通帳の提示を受け、又は公社の発行する払戻証書と引換えに行う。

②（略）

第三十八条（払戻証書の有効期間） 払戻証書の有効期間は、その発行の日から六箇月とする。

② 預金者が、その責に帰すべからざる事由により、前項の有効期間内に払戻金の払渡しの請求をすることができなかつたときは、その事由により請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。

第三十九条（払戻証書の再交付） 公社は、次に掲げる場合において預金者の請求があるときは、払戻証書を再交付する。

一 預金者が払戻証書を亡失したとき。

二 払戻証書が汚染され、又はき損されたため記載事項が分からなくなつたとき。

三 払戻証書の有効期間が経過したとき。

第四十条（払もどし金に関する権利の消滅） 払もどし証書の有効期間の経過後三年間払もどし証書の再交付の請求がないときは、その払もどし証書に記載された金額の貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第四十五条（払戻制限）（略）

②（略）

③ 第一項但書の場合には、第三十七条乃至第四十条の規定を準用する。

第五十五条（払戻金の払渡し） 定額郵便貯金の払戻金の払渡しは、公社の定める場合を除いて、貯金証書又は公社の発行する払戻証書と引換えに行う。

②（略）

第五十六条（準用規定） 定額郵便貯金には、第三十三条及び第三十八条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、第三十三条中「通帳」とあるのは、「貯金証書」と読み替えるものとする。

第五十七条（略）

②③④（略）

⑤ 第一項の規定により通常貯金となつた貯金の全部払戻しで第二項の規定による通帳の交付の請求前のものについては、第三十七条の規定を適用せず、第五十五条の規定を準用する。

第五十九条（準用規定） 定期郵便貯金については、第三十三条及び第四十五条の規定を準用する。この場合において、第三十三条中「通帳」とあるのは「貯金証書」と、第四十五条第一項中「据置期間」とあるのは「預入期間」と、同条第三項中「第三十七条乃至第四十条」とあるのは「第三十条から第四十条まで及び第五十五条」と読み替えるものとする。

第六十三条（準用規定） 住宅積立郵便貯金については、第三十三条、第三十六条から第四十条まで、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十八条の規定を準用する。

第六十三条の二（適格預金者のあつせん） 公社は、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする教育積立郵便貯金の預金者で公社の定める要件を満たしているものに対しては、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行う。

第六十三条の四（準用規定） 教育積立郵便貯金については、第三十三条、第三十六条から第四十条まで、第四十五条第一項及び第二項並びに第四十条の規定を準用する。

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抄）

第二十九条（切手類の発行及び販売） 郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票は、会社がこれを発行し、及び販売する。

（任命）

第五十九条 郵便認証司は、認証事務に関し必要な知識及び能力を有する者のうちから、総務大臣が任命する。

2 前項の任命は、会社の使用人であり、かつ、管理又は監督の地位にある者のうちから、会社の推薦に基づいて行うものとする。

（報告及び検査）

第六十五条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、郵便認証司に対し、認証事務に関し必要な報告をさせ、

又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2・3 (略)

(料金)

第六十七条 会社は、総務省令で定めるところにより、郵便に関する料金(第三項の規定により認可を受けるべきものを除く。)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること。

二 第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の額が配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く)。

三 第一種郵便物(郵便書簡を除く。第四項第二号において同じ。)のうち大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合するものであつて、その重量が二十五グラム以下のもの(次号において「定形郵便物」という。)の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

四 郵便書簡及び通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること。

五 国際郵便に関する料金の額が郵便に関する条約の規定に適合するものであること。

六 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

七 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 会社は、第三種郵便物及び第四種郵便物の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 配達地により異なる額が定められていないこと(会社の一の事業所においてその引受け及び配達を行う郵便物の料金を除く)。

二 同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること。

三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。

四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(郵便約款)

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(郵便業務管理規程)

第七十条 会社は、業務開始の際、郵便の業務の管理に関する規程（以下「郵便業務管理規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 郵便業務管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 郵便の業務の管理に関する事項

二 郵便差出箱の設置その他の郵便物の引受けの方法

三 郵便物の配達の方法

四 前二号に掲げるもののほか、郵便物の送達の方法

五 その他総務省令で定める事項

3 総務大臣は、郵便業務管理規程に記載された前項各号に掲げる事項が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の認可をしてはならない。

- 一 郵便物の秘密を保護するため適切なものであること。
 - 二 総務省令で定める基準に適合する郵便差出箱の設置その他の郵便物を随時、かつ、簡易に差し出すことを可能とするものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の引受けの方法が定められていること。
 - 三 一週間につき六日以上郵便物の配達を行うことができるものとして総務省令で定める基準に適合する郵便物の配達の方法が定められていること。
 - 四 郵便物（国際郵便に係るものを除く。以下この号において同じ。）について差し出された日から三日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他総務省令で定める日の日数は、算入しない。）以内（郵便物が、地理的条件、交通事情その他の条件を勘案して総務省令で定める地域から差し出され、又は当該地域にあてて差し出される場合にあつては、三日を超え二週間を超えない範囲内で総務省令で定める日数以内）に送達することが定められていること。
 - 五 郵便物を引き受けた場合において、総務省令で定める場合を除き、郵便物の表面の見やすい所に、総務省令で定める基準に適合する通信日付印を押印することが定められていること。
 - 六 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。
（業務の委託）
- 第七十二条 会社は、郵便の業務の一部を委託しようとするときは、他の法律に別段の定めがある場合を除き、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
 - 一 当該委託を必要とする特別の事情があること。
 - 二 受託者が当該業務を行うのに適している者であること。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の郵便法（抄）

第三十条（要件） 信書以外の物（その物に添付する無封の添え状又は送り状を含む。）を内容とする郵便物で、その包装の表面の見やすい所に小包なる文字を掲げたものは、小包郵便物とする。

○ 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）（抄）

第一条 国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する。

第二条 （略）

② 法務大臣は、行政庁（国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟について、必要があると認めるときは、当該行政庁の意見を聴いた上、当該行政庁の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。

③・④ （略）

第五条 行政庁は、所部の職員でその指定するものに、当該行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟を行わせることができる。

②・③ （略）

第六条 前条第一項の訴訟については、行政庁は、法務大臣の指揮を受けるものとする。

② （略）

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）（抄）

第一章 総則

第一条 (略)

第二条 (郵便為替の実施) 郵便為替の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社(以下「公社」という。)が行う。

第三条 (略)

第五条 (印紙税の免除) 郵便為替に関する書類には、印紙税を課さない。

第六条 (郵便為替に関する条約) 郵便為替に関し条約に別段の定のある場合には、その規定による。

② 国際郵便為替に関する料金は、条約に料金の範囲が規定されているときは、その範囲内において、条約に料金の範囲が規定されていないときは、万国郵便連合の郵便為替に関する約定に規定する同種の料金を超えない範囲内において、公社が定める。

第七条 (郵便為替の種類) 郵便為替は、普通為替、電信為替及び定額小為替とする。

第八条 (普通為替) 普通為替においては、公社は、受け入れた為替金の額を表示する普通為替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する受取人(その指定がないときは、普通為替証書の持参人)に普通為替証書と引換えに為替金を払い渡す。

第九条 (電信為替) 電信為替においては、公社は、為替金を受け入れたときは、必要な通知を電信で行った上、差出人の指定に従い、為替金の額を表示する電信為替証書を発行してこれを差出人の指定する受取人に送達し、電信為替証書と引換えに受取人に為替金を払い渡し、又は為替金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に交付し、若しくは送達することにより払い渡す。

第十条 (定額小為替) 定額小為替においては、公社は、受け入れた定額の為替金の額を表示する定額小為替証書を発行してこれを差出人に交付し、差出人が指定する受取人(その指定がないときは、定額小為替証書の持参人)に定額小為替証書と引換えに為替金を払い渡す。

② 前項の定額の為替金額は、一万円を超えない範囲内で公社が定める。

第十一条 (交換決済による払渡し) 前三条の規定は、為替金を手形交換所における交換決済により払い渡すことを妨げない。

第十二条 (為替金に関する権利の譲渡) 為替金に関する受取人の権利は、差出人が受取人を指定しない普通為替及び定額小為替に関するものを除いては、銀行その他公社の定める金融機関(以下「銀行等」という。)以外の者に譲り渡すことができない。

② 為替金に関する受取人の権利の銀行等への譲渡は、当該為替金に係る普通為替証書又は定額小為替証書を銀行等に引き渡さなければ、これをもつ

て公社その他の第三者に対抗することができない。

③ 前項の譲渡には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七条及び第四百六十八条の規定を適用しない。

第十六条（普通為替証書及び電信為替証書の金額の制限） 普通為替証書及び電信為替証書の金額は、一枚につき、百万円（業務の遂行上支障がない場合にあつては、五百万円）以下とする。

第十七条（郵便為替の料金） 郵便為替の差出人は、公社が定める料金を納付しなければならない。

第十九条（料金の還付） 郵便為替に関する既納の料金は、次のものに限り、これを納付した者の請求により還付する。

一 過納又は誤納の料金

二 電信為替において、郵便為替に関する業務に従事する者の過失によつて普通為替によつたのと同様の結果を生じた場合における当該為替金額に対する電信為替の料金と普通為替の料金との差額

三 前号に掲げるものを除いて、郵便為替に関する業務に従事する者の過失によつて請求に係る取扱いその他の公社の定める郵便為替に関する取扱いの料金の額又はその範囲内において公社の定める額

② 前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをすることができない。

第二十条（郵便為替証書の有効期間） 郵便為替証書（普通為替証書、電信為替証書又は定額小為替証書をいう。以下同じ。）の有効期間は、その発行の日から六箇月とする。

② 差出人又は受取人が、その責に帰すべからざる事由により、前項の有効期間内に為替金の払渡し又は払戻しの請求をすることができなかつたときは、その事由により請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。

第二十一条（郵便為替証書の再交付） 公社は、次の場合において、郵便為替の差出人又は受取人の請求があるときは、郵便為替証書を再交付する。

一 普通為替証書又は電信為替証書を亡失したとき。

二 郵便為替証書が汚染され、又はき損されたため記載事項が分からなくなつたとき。

三 郵便為替証書の有効期間が経過したとき。

第二十二条（為替金に関する権利の消滅） 郵便為替証書の有効期間の経過後、普通為替及び電信為替にあつては三年間、定額小為替にあつては一年

間、郵便為替証書の再交付又は為替金の払もどしの請求がないときは、為替金に関する差出人及び受取人の権利は、消滅する。

第二十三条・第二十四条 (略)

第二章 普通為替

第二十五条 (証書送達) 差出人の請求があるときは、普通為替証書を受取人に送達する。

② (略)

③ 前二項の規定による取扱いについては、差出人は、公社の定める額の料金を納付しなければならない。

第二十六条 (略)

第二十七条 (普通為替証書の記載事項の訂正) 普通為替証書の記載事項の訂正は、差出人の請求によつてする。

第三十条 (払渡済みの通知) 差出人の請求があるときは、為替金を払い渡したときにその旨を差出人に通知する。

② 前項の規定による取扱いについては、差出人は、公社の定める額の料金を納付しなければならない。

第三十一条 (払渡済否の調査) 差出人の請求があるときは、公社において為替金が払渡済みであるかどうかを調査してその結果を差出人に通知する。

② 公社は、前項の規定による取扱いをするときは、公社の定める額の料金を徴収することができる。

第三十二条 (払戻し) 差出人の請求があるときは、普通為替証書と引き換えに為替金を当該差出人に払い戻す。

② 普通為替証書を亡失した場合、普通為替証書が汚染され、若しくはき損されたため記載事項がわからなくなった場合又は普通為替証書の有効期間が既に経過している場合において、為替金がまだ払い渡されていないときは、前項の規定にかかわらず、為替金を払い戻す。

第三十三条 (略)

第三章 電信為替

第三十四条 (略)

第三十四条の二 (電信為替の払渡方法の変更) 公社は、第九条の規定による現金を交付してする払渡しの指定があつた電信為替 (引換金を為替金と

して送金する場合の電信為替を除く。) において、受取人の請求があるときは、同項に規定する電信為替証書を発行してする払渡し又は現金を送達してする払渡しの取扱いをする。ただし、第三十七条の二の規定により電信為替証書を発行してこれを差出人に送達することとなる場合においては、この限りでない。

② 前項の規定による取扱いについては、受取人から公社の定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、電信為替証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第三十五条 (略)

第三十五条の二(通信文) 差出人の請求があるときは、公社の定めるところにより、通信文を受取人に伝達する。

② 前項の規定による取扱いについては、第三十条第二項の規定を準用する。

第三十六条(為替金の払渡しに関する事項の訂正) 差出人の払渡しに関する事項の訂正の請求がある場合には、公社は、為替金をまだ払い渡していないときは既に受け入れた為替金の払渡しに関する事項につき必要な訂正を行った上、為替金を払い渡し、為替金を既に払い渡した後であるときはその旨を差出人に通知する。

② 前項の規定による取扱いをする場合においては、第三十一条第二項の規定を準用する。

第三十七条(払渡しの停止) 差出人の払渡しの停止の請求がある場合には、公社は、為替金をまだ払い渡していないときは為替金の払渡しを停止し、為替金を既に払い渡した後であるときはその旨を差出人に通知する。

② 前項の規定に基づく払渡しの停止は、差出人の請求があるときは、これを解除する。

③ 前二項の規定による取扱いをする場合においては、第三十一条第二項の規定を準用する。

第三十七条の二(為替金の払渡不能等の場合) 公社は、電信為替証書を発行しない場合において、受取人の所在不明その他の事由により為替金を払い渡すことができないとき、又は差出人の請求があり、かつ、為替金がまだ払い渡されていないときは、その為替金の額を表示する電信為替証書を発行して、これを差出人に送達する。

第三十八条(準用規定) 電信為替については、第二十六条及び第三十条から第三十三条までの規定を準用する。この場合において、第二十六条及び第三十二条中「普通為替証書」とあるのは「電信為替証書」と、第二十六条中「指定」とあるのは「指定(為替金の払渡方法の指定を含む。）」と、同条及び第三十三条第一項中「普通為替」とあるのは「電信為替」と、第二十六条中「郵便為替の料金(前条第三項の料金を含む。）」とあるのは「郵便為替の料金」と、「引換金の額」とあるのは「引換金の額又は受取人に交付し、若しくは送達すべき引換金の額」と読み替えるものとする。

第四章 定額小為替

第三十八条の二(準用規定) 定額小為替については、第二十七条及び第三十二条の規定を準用する。

② 定額小為替証書を亡失した場合には、前項において準用する第三十二条第二項の規定にかかわらず、当該定額小為替証書の有効期間内は、為替金の払戻しをしない。

第五章 雑則

第三十八条の三 (略)

(国際郵便為替に関する料金)

第三十八条の四 公社は、第六条第二項に規定する国際郵便為替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出られた料金が郵便為替に関する条約の規定に適合しないと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

第三十八条の五・第三十八条の六 (略)

(総務省令への委任)

第三十八条の七 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第六章 罰則

第三十八条の八 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十八条の三第三項若しくは第五項又は第三十八条の四第一項の規定により総務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

三 第三十八条の三第六項若しくは第七項又は第三十八条の四第二項の規定による命令に違反したとき。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)(抄)

第一章 総則

第一条 (略)

第二条(郵便振替の実施) 郵便振替の業務は、この法律の定めるところにより、日本郵政公社(以下「公社」という。)が行う。

第三条・第四条 (略)

第五条(印紙税の免除) 郵便振替に関する書類には、印紙税を課さない。

第六条(郵便振替に関する条約) 郵便振替に関し条約に別段の定のある場合には、その規定による。

② 国際郵便振替に関する料金は、条約に料金の範囲が規定されているときは、その範囲内において、条約に料金の範囲が規定されていないときは、

万国郵便連合の郵便振替に関する約定に規定する同種の料金を超えない範囲内において、公社が定める。

第七条(業務の態様) 郵便振替においては、加入者のために口座を設けて、左の取扱をする。

一 加入者又は加入者でない者の払い込む金額を口座に受け入れること。

二 加入者の口座から加入者の指定する他の口座へ預り金の振替をすること。

三 加入者の口座の預り金を払い出して、その加入者又はその他の者に払出金を払い渡すこと。

第八条(口座の名称) 口座は、加入者の氏名(法人の場合にはその名称。以下本条において同じ。)を以てその名称とする。

② 加入者の商号、屋号その他氏名以外の名称は、公社の定めるところにより、公社の承認を受けて、これを口座の名称として使用することができる。

第十条(代理署名人) 加入者の指定する代理署名人は、加入者に代つて、振替及び払出しの請求その他公社の定める請求又は届出をすることができる。

② 代理署名人は、一人に限る。

第十一条(参加署名人) 参加署名人は、一人に限る。

第十二条(法人でない団体の代表者) 法人でない団体の郵便振替においては、その団体の代表者一人を定めなければならない。

② 前項の郵便振替に関する権利義務については、その代表者を加入者とみなす。

第十三条(郵便振替に関する加入者の権利の譲渡) 郵便振替に関する加入者の権利は、公社の承認を受けて、これを譲り渡すことができる。

② 前項の規定による譲渡があつたときは、譲受人は、譲渡人が当該口座に対して負う義務を承継する。

第十八条（払込み、振替及び払出しの料金） 払込み、振替及び払出しの料金は、公社が定める。

第十九条（払込み及び払出しの料金の免除） 加入者が、公社の定めるところにより、自己の口座に払込みをし、又は自己を受取人に指定して現金払の請求をする場合には、前条の料金を免除する。

② 前項の場合において、当該加入者が払出金に関する受取人の権利を譲り渡したときは、前条に規定する払出しの料金をその加入者から徴収する。
第二十条（料金徴収方法） 払込みの料金は払込人からこれを徴収し、振替及び払出しの料金は預り金を払い出す口座の預り金から控除してこれを徴収する。

② 払込み又は振替の料金（第二十八条第二項に規定する料金を含む。以下この項において同じ。）をその払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者が負担する旨を表示した払込書又は払出書によりする払込み又は振替の料金及び加入者が自己の口座に払込みをする場合における払込みの料金は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する。第二十七条第一項ただし書の公社の定める場合において、払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者から、公社の定めるところにより、当該料金を負担する旨の申出があるときも、同様とする。

③ 払込、振替及び払出しの料金以外の郵便振替に関する料金は、加入者から徴収する場合には加入者の口座の預り金から控除してこれを徴収することができる。

④ 代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従い郵便局において引換金を当該差出人の口座に払い込んだ場合における払込の料金は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する。

第二十一条（料金の還付） 郵便振替に関する既納の料金は、次のものに限り、これを納付した者の請求により還付する。

一 過納又は誤納の料金

二 郵便振替に関する業務に従事する者の過失によつて請求に係る取扱いその他の公社の定める郵便振替に関する取扱いの全部若しくは一部をしなかつた場合又は郵便振替に関する業務に従事する者の過失によつてこれと同様の結果を生じた場合におけるその取扱いの料金の額又はその範囲内において公社の定める額

② 前項の請求は、その料金を納付した時から一年を経過したときは、これをする事ができない。

第二十二条～第二十三条の二（略）

第二章 加入

第二十四条（口座の開設） 公社は、郵便振替の加入の申込みがあつた場合においてこれを承諾したときは、口座を開設する。

第二十五条（加入の制限） 前条の申込みをした者が第五十六条第一項第一号から第三号までの事由により除名された者であるときは、公社は、口座を開設しないことができる。

第三章 払込み、振替及び払出し

第一節 通則

第二十七条（払込み、振替及び払出しに使用する書類） 払込みは、払込書をもって、振替の請求は、払出書をもって、払出しの請求は、払出書又は小切手をもってこれをしなければならない。ただし、公社の定める場合は、この限りでない。

② 払込書、払出書及び小切手には公社の発行する用紙を使用しなければならない。ただし、払込書の用紙及び公社の定める払出書の用紙は、公社の定める様式に従い、これを私製することができる。

③ 前項の用紙は、公社の定めるところにより、無償で払込人又は加入者に交付する。

第二十八条（通信文） 払込人又は加入者は、公社の定めるところにより、払込金若しくは振替金を受け入れる口座の加入者又は払出金の受取人への通信文の通知を請求することができる。

② 公社は、請求により前項の通知を行うときは、公社の定める額の料金を徴収することができる。

第二十九条（現在高を超える小切手の振出しの禁止） 加入者は、口座の現在高を超えて小切手を振り出すことができない。

第三十条（受払通知） 口座に払込金若しくは振替金を受け入れ又は口座から預り金を払い出したときは、公社の定めるところにより、その受払高又は口座の現在高をその加入者に通知する。

第三十一条（略）

第二節 払込み

第三十二条（払込み） 払込みにおいては、公社は、払込人の指定する口座に払込金を受け入れる。

第三十五条（払込みの取消し） 払込人から払込みの取消しの申出があつた場合には、公社は、払込金をまだ口座へ受け入れていないときは払込金を払込人に還付し、払込金を既に口座に受け入れた後であるときはその旨を払込人に通知する。

② 公社は、前項の規定による取扱いをするときは、公社の定める額の料金を徴収することができる。

第三節 振替

第三十六条（振替） 振替においては、公社は、加入者の請求により、当該加入者の口座から預り金を払い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

第三十七条（振替の請求の取消し） 振替の請求をした加入者から振替の請求の取消しの申出があつた場合には、公社は、預り金をまだ払い出していないときは払出しをせず、預り金を既に払い出した後でまだ他の口座へ受け入れていないときは払い出した金額を当該加入者の口座に戻し入れ、払い出した預り金を既に他の口座に受け入れた後であるときはその旨を加入者に通知する。

② 前項の規定による取扱いをする場合には、第三十五条第二項の規定を準用する。

第三節の二 振替の定期継続取扱い

第三十七条の二（定期継続振替） 定期に継続してその口座の預り金をもつて電気事業、ガス事業又は水道事業の料金その他公社の定める料金の支払をする加入者で公社の定める基準に適合するものは、この節で定めるところにより、定期に継続してする振替（以下「定期継続振替」という。）の取扱いを受けることができる。

第三十七条の三（振替） 定期継続振替においては、公社の定めるところにより、前条に規定する料金を支払う加入者が、当該料金を収納する加入者と協議して公社に申出をし、公社において、その申出に基づき、当該料金を収納する加入者からの当該料金の支払の催告にに応じて、当該料金の額に相当する金額を当該申出をした加入者の口座の預り金から払い出し、これを当該料金を収納する加入者の口座に受け入れる。

② 定期継続振替の料金は、前項の規定により預り金を受け入れる口座の預り金から控除して徴収する。

第三十七条の四（振替ができない場合の通知） 公社は、前条第一項の催告を受けた場合において、口座の現在高の不足により当該催告に係る料金の額に相当する金額を当該料金を支払う加入者の口座の預り金から払い出すことができないときは、その旨を当該料金を収納する加入者に通知する。

第三十七条の五（定期継続振替の取扱いの廃止） 第三十七条の三第一項の申出をした加入者から定期継続振替の取扱いの廃止の申出があつた場合には、第三十七条の規定を準用する。

第四節 払出し

第三十八条（払出し） この法律に特別の定めのあるもののほか、払出しは現金払及び小切手払とする。

② 現金払においては、公社は、加入者の請求により、当該加入者の口座から預り金を払い出し、次に掲げる方法により、当該加入者の指定する受取

人に払出金を払い渡す。

一 払出金額及び受取人を表示する払出証書を発行して、これを受取人に送達し、又は加入者に交付し、その払出証書と引換えにその額に相当する現金を交付する方法

二 公社の定めるところにより払出金額に相当する現金を受取人に交付する方法

三 公社の定めるところにより払出金額に相当する現金を受取人に送達する方法

③ 小切手払においては、公社の定めるところにより、加入者が振り出した小切手の提示があつたときに、その小切手金額を当該加入者の口座の預り金から払い出し、その小切手と引換えに小切手金額の現金を払い渡す。

④ 前二項の規定は、払出金を手形交換所における交換決済により払い渡すことを妨げない。

第三十八条の二（払渡方法の変更） 公社は、前条第二項第二号に掲げる方法による現金払において、受取人の請求があるときは、同項第一号又は第三号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法については、公社において払出証書を送達する場合に係るものに限る。）による払渡しの取扱いをする。

ただし、その請求後に受取人の所在不明その他の事由により払出金を払い渡すことができなくなつた場合において第四十三条の規定によりその払出金を口座に戻し入れることとなるときは、この限りでない。

② 前項の規定による取扱いについては、受取人から公社の定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、払出証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第三十九条（払出証書の金額の制限） 払出証書の金額は、一枚につき、千五百万円以下とする。ただし、加入者が自己を受取人に指定してする現金払の請求に対して発行する払出証書については、この限りでない。

第四十条（払出金の払渡しの停止） 現金払の請求をした加入者から払出金の払渡しの停止の請求がある場合には、公社は、払出金をまだ払い渡していないときは払出金の払渡しを停止し、払出金を既に払い渡した後であるときはその旨を加入者に通知する。

② 前項の規定に基づく払渡しの停止は、加入者の請求があるときは、これを解除する。

③ 前二項の規定による取扱いをする場合においては、第三十五条第二項の規定を準用する。

第四十一条（払出しの請求の取消し） 現金払の請求をした加入者から払出しの請求の取消しの申出があつた場合には、公社は、預り金をまだ払い出していないときは払出しをせず、預り金を既に払い出した後で払出金をまだ払い渡していないときは払い出した金額を口座に戻し入れ、払出金を既

に払い渡した後であるときはその旨を加入者に通知する。

② 前項の規定による取扱いをする場合においては、第三十五条第二項の規定を準用する。

第四十二条（略）

第四十二条の二（払渡済み等の通知） 現金払の請求の際加入者が請求したときは、払出金を払い渡したときにその旨を当該加入者に通知する。

② 現金払の請求の際加入者が請求したときは、公社の定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を当該加入者に通知する。

③ 前項の規定による取扱いのほか、加入者が請求したときは、当該請求後に当該加入者の口座の預り金から現金払の請求により払い出された払出金のうち公社の定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、公社の定める期間ごとに、当該加入者に通知する。

④ 前三項の規定による取扱いについては、公社の定める額の料金を納付しなければならない。

第四十二条の三（払渡済み等の調査） 現金払の請求をした加入者の請求があるときは、公社において払出金が払渡済みであるかどうかを調査してその結果を当該加入者に通知する。

② 前項の規定による取扱いについては、第三十五条第二項の規定を準用する。

第四十三条（払出金の戻入れ） 受取人の所在不明その他の事由により払出金を払い渡すことができないとき、又は第四十二条の場合において受取人が当該証書の発行の日から公社の定める期間内に店頭しないときは、その払出金を口座に戻し入れる。

第四十四条（返戻受払） 公社は、払出しを請求した加入者の請求があるときは、当該加入者が他人を受取人に指定して払出しを請求した場合における払出証書で当該受取人から交付されたものによつて、当該加入者に払出金を払い渡し、又はその口座に払出金を戻し入れる。

第四十五条（払出金に関する権利の譲渡） 払出金に関する受取人の権利は、銀行その他公社の定める金融機関（以下「銀行等」という。）以外の者にこれを譲り渡すことができない。

② 払出金に関する受取人の権利の銀行等への譲渡は、当該払出金に係る払出証書を銀行等に引き渡さなければ、これをもつて公社その他の第三者に對抗することができない。

③ 前項の譲渡には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十七条及び第四百六十八条の規定を適用しない。

第四十八条（払出証書の有効期間） 払出証書の有効期間は、その発行の日から六箇月とする。

② 加入者又は受取人が、その責に帰すべからざる事由により、前項の有効期間内に払出金の払渡し又は戻入れの請求をすることができなかつたとき

は、その事由により請求をすることができなかつた日数は、これを同項の有効期間に算入しない。

第四十九条（払出証書の再交付） 公社は、次に掲げる場合において、払出しを請求した加入者又は受取人の請求があるときは、払出証書を再交付する。

- 一 払出証書が亡失されたとき。
- 二 払出証書が汚染され、又はき損されたため記載事項が分からなくなつたとき。
- 三 払出証書の有効期間が経過したとき。

第五十条（払出金等に関する権利の消滅） 払出証書の有効期間の経過後三年間、払出証書の再交付又は払出の請求の取消がないときは、その払出証書に表示された金額に関する加入者及び受取人の権利は消滅する。

第五節 払出しの簡易取扱い

第五十条の二（簡易払） 定期に多数の払出しの請求をする加入者で公社の定める基準に適合するものは、公社の承認を受けて、この節の定めるところにより、簡易な払出し（以下簡易払という。）の取扱いを受けることができる。

第五十条の三（払出し） 簡易払においては、加入者の請求により、公社の定めるところにより、当該加入者の指定する受取人に対する支払通知書を発行し、当該支払通知書と引換えにこれに表示された金額の現金を当該受取人に払い渡し、その払い渡した金額を当該加入者の口座の預り金から払い出す。

第五十条の四（支払通知書の金額の制限） 支払通知書の金額は、一枚につき、三十万円以下とする。

第五十条の五（払出金の払渡し等） 公社は、支払通知書に記載された払渡しの期間の経過後は、当該支払通知書に係る払出金の払渡しをしない。ただし、不可抗力によつて払い渡すことができなかった場合その他公社の定める特別な事由がある場合は、この限りでない。

② 前項の払渡しの期間は、公社が定める。

③ 支払通知書が汚染され、又はき損されたため、その記載事項のうち公社の定める事項が分からなくなつたときも、第一項本文と同様とする。

④ 支払通知書は、再交付しない。

⑤ 第一項又は第三項の規定により支払通知書に係る払出金が払い渡されなかつた場合においては、当該支払通知書の発行は、初からなかつたものとみなす。

第五十条の六（簡易払の取扱いを受ける預り金の計算上の特例） 簡易払の取扱いを受ける口座につき第五十条の三の規定による支払通知書の発行があつた場合には、当該口座に係る振替、払出し（当該支払通知書に係るものを除く。）又はその後の支払通知書の発行については、当該発行の日から公社の定める期間内に限り、当該発行に係るすべての支払通知書に表示された金額の合計額から当該支払通知書により当該口座の預り金から既に払い出された払出金額の合計額を控除した金額は、当該口座の預り金から既に払い出されたものとして取り扱う。

② 前項の規定は、第二十九条の規定に基づく小切手の振出しの禁止に係る口座の現在高の計算について準用する。

第五十条の七（準用規定） 簡易払の払出金については、第三十八条第四項及び第四十五条の規定を準用する。この場合において、第三十八条第四項中「前二項」とあるのは、「第五十条の三」と読み替えるものとする。

第六節 特殊受払

第五十一条（電波利用料の払出し） 郵便振替の加入者たる電波利用料（電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三百三条の二第四項に規定する電波利用料をいう。以下この項において同じ。）を納付すべき者が当該電波利用料をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは総務省の内部部局として置かれる局で電波利用料に関する事務を所掌するもの（次項において「電波利用料主管局」という。）からの電波利用料の納付の催告に応じて、電波利用料の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

② 前項の規定による払出しの料金は、電波利用料主管局において、これを納付する。

第五十二条（国税の払出し） 郵便振替の加入者たる国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下この項において同じ。）を納付すべき者が当該国税をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは、同法第三十四条の二第一項の依頼による納付書の送付に応じて、国税の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

② 前項の規定による払出しの料金は、国税庁において、これを納付する。

第五十二条の二（国民年金の保険料の払出し） 郵便振替の加入者たる国民年金の保険料（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第八十七条第一項に規定する保険料をいう。以下この項において同じ。）を納付すべき者が当該保険料をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは、社会保険庁からの保険料の納付の催告に応じて、保険料の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出す。

② 前項の規定による払出しの料金は、社会保険庁において、これを納付する。

第四章 脱退及び除名

第五十四条（脱退の申出） 加入者は、郵便振替を脱退しようとするときは、公社にその旨を申し出なければならぬ。

② 加入者は、前項の規定により申し出た後は、振替若しくは払出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第五十五条（口座の閉鎖） 加入者から脱退の申出があつたときは、公社は、口座を閉鎖して、脱退を申し出た者の指定に従い、預り金残額を他の口座に振り替え、又は公社の定めるところによりその者を受取人として預り金残額を払い渡す。

第五十六条（除名） 公社は、次の場合には、加入者を除名することができる。

一 加入者が第二十九条の規定に違反したとき。

二 当該口座の預り金（第五十条の六第一項の規定により当該口座の預り金から既に払い出されたものとして取り扱われる金額があるときは、当該金額を控除した金額）の不足により、振替、払出し又は第五十条の三の規定による支払通知書の発行ができなかつたとき。

三 加入者が料金の納付を怠り、又は不法に料金を免れるような行爲をしたとき。

四 三年間当該口座への払込み及び当該口座からの払出しがなかつたとき。

② 前項の規定による除名があつたときは、公社は、口座を閉鎖して、除名された加入者を預り金残額を受取人として預り金残額を表示する払出証書を発行し、その払出証書と引換えにこれに表示された金額の現金を払い渡す。

第五十七条（準用規定） 第五十五条及び前条第二項に規定する預り金残額については、第四十五条の規定を準用する。

第五章 公金等に関する郵便振替

第五十八条（公金に関する郵便振替） 公社は、公金に関する郵便振替として、地方公共団体又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定

により地方公共団体の収納若しくは支払の事務を取り扱う金融機関若しくは地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の規定により地方公営企業の業務に係る出納事務の一部を取り扱う金融機関を加入者とし、当該加入者が払い込み、又は振替を請求する場合を除いては、公社の定めるところにより地方税、分担金、使用料その他当該地方公共団体の徴収金の納付のための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いをする。

第六十条（払込み及び振替） 公金に関する郵便振替の口座への払込みは、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合若しくは第五十八条の金融機関がする場合を除いては、第二十七条第一項の規定にかかわらず、納税通知書その他公社の定める納入に関する書類をもつてこれをしなければならない。

② 公金に関する郵便振替の口座への振替を請求する場合には、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合若しくは第五十八条の金融機関が請求するときを除いては、払出書に前項に規定する書類を添付しなければならない。

③ 公金に関する郵便振替においては、当該口座の加入者がする場合を除いては、払込の取消及び振替の請求の取消をすることができない。

第六十二条（取扱料金の徴収方法） 公金に関する郵便振替の口座の加入者並びに市町村及びその組合並びに第五十八条の金融機関以外の者が当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は振替の料金は、当該口座の預り金から控除してこれを徴収する。ただし、公社の定めるところにより、当該口座に係る地方公共団体の申出があるときは、当該払込み又は振替の料金（地方税又は電気事業、ガス事業若しくは水道事業の料金その他公社の定める料金の納付のための払込み又は振替の料金を除く。）は、払込人から、又は預り金を払い出す口座の預り金から控除して、これを徴収する。

第六十三条（電気事業等の料金） 第五十八条及び第六十条の規定は、電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）による電気事業者、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス事業者又は日本放送協会を加入者とし、当該加入者に電気事業若しくはガス事業の料金又は放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第三十二条第二項に規定する受信料を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いについて、これを準用する。

② 前項に規定する取扱いに係る口座の加入者以外の者が電気事業若しくはガス事業の料金又は受信料を納付するため、当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は振替の料金は、当該口座の預り金から控除して徴収する。

第六十三条の二（公庫等の償還金等） 第五十八条及び第六十条の規定は、国民生活金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫等」という。）、公庫等の業務の一部を代理する金融機関若しくは公庫等から業務の委託を受けた金融機関又は独立行政法人日本学生支援機構を加入者とし、当該加入者に公庫等の貸付けに係る償還金又は独立行政法人日本学生支援機構の貸与に係る返還金を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いについて、これを準用する。

第六十四条（日本銀行当座預金口座払） 郵便振替の加入者たる銀行その他の公社の定める金融機関は、公社の承認を受けて、当該加入者の口座で郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律（平成十年法律第七十八号）第二条第一項の規定による事務の委託又は同法第四条第一項の規定による事務の受託に係る資金の公社との間の授受に係るものその他公社の定めるものについて、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への振込みによる払出し（次項において「日本銀行当座預金口座払」という。）の取扱いを受けることができる。

② 日本銀行当座預金口座払においては、公社は、前項に規定する加入者の請求により、同項に規定する当該加入者の口座から預り金を払い出し、当該加入者が日本銀行において有する当座預金の口座への払出金の振込みによる方法により払い渡す。

第六章 雑則

第六十五条 (略)

(国際郵便振替に関する料金)

第六十六条 公社は、第六条第二項に規定する国際郵便振替に関する料金を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により届け出られた料金が郵便振替に関する条約の規定に適合しないと認められるときは、公社に対し、相当の期間を定めて、その料金を変更すべきことを命ずることができる。

第六十七条・第六十八条 (略)

(総務省令への委任)

第六十九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第七章 罰則

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六十五条第三項若しくは第五項又は第六十六条第一項の規定により総務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

三 第六十五条第六項若しくは第七項又は第六十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

○ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百十二号)(抄)

第三条 (略)

2・3 (略)

4 会社は、前項の規定により総務大臣が定めた印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項を守らなければならない。

5 (略)

6 第一項第一号の印紙で汚染し、又は損傷されていないものについては、総務大臣が財務大臣に協議して定めるところにより、これをその印紙に表された金額により同号の印紙と交換することができる。この場合において、会社に交換を申し出る者は、総務大臣の定める額の手数料を会社に納付しなければならない。

7 前項の規定により会社に納められた手数料は、会社の収入とする。

第四条 自動車検査登録印紙は、地方運輸局、運輸監理部、運輸支局若しくは地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所又は国土交通大臣が委託する者が設ける自動車検査登録印紙売りさばき所において売り渡すものとする。

2・4 (略)

○ 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜三 (略)

四 職員 特定独立行政法人等に勤務する一般職に属する国家公務員をいう。

(他の法律の適用除外)

第三十七条 次に掲げる法律の規定は、職員については、適用しない。

一 国家公務員法第三条第二項から第四項まで、第三条の二、第十七条、第十七条の二、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第七十一

条、第七十三条、第七十七条、第八十四条第二項、第八十四条の二、第八十六条から第八十八条まで、第九十六条第二項、第九十八条第二項及び第三項、第一百条第四項、第一百八条の二から第一百八条の七まで並びに附則第十六条の規定

二 (略)

2・3 (略)

○ 郵便切手類販売所等に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)(抄)

(定義)

第一条 この法律において「郵便切手類」とは、郵便切手その他郵便に関する料金を表す証券及び郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他郵便に関する料金を表す証券に関し周知し、又は啓発を図るための物をいい、「印紙」とは、収入印紙、自動車重量税印紙及び特許印紙をいう。

(郵便切手類の販売等の委託)

第二条 (略)

2 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、営利を目的としない法人のうちから印紙の売りさばき人(次項に規定する印紙の売りさばき人を除く。)を選定し、印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

3 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、自動車検査登録印紙売りさばき所を設ける法人で営利を目的としないものうちから、印紙のうち自動車重量税印紙のみを売りさばく印紙の売りさばき人を選定し、当該印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる。

(郵便切手類販売所等の設置)

第三条 郵便切手類販売者及び印紙の売りさばき人(以下「販売者等」という。)は、その業務を行うため、会社との契約で定める場所に、郵便切手類販売者にあつては郵便切手類販売所を、印紙の売りさばき人にあつては印紙売りさばき所を設けなければならない。

(郵便切手類の販売等)

第四条 郵便切手類販売者は、その郵便切手類販売所における一般の需要を満たすに足る数量の郵便切手類を常備して、当該場所において定価で公平

に販売しなければならない。

2 販売者等は、その郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所における一般の需要を満たすに足る数量の印紙を常備して、当該場所において売りさばかなければならない。この場合において、販売者等は、その印紙を会社から買い受けるものとする。

3 販売者等は、会社の承認を受けたときは、前二項の規定にかかわらず、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所以外の場所において、郵便切手類又は印紙を販売し、又は売りさばくことができる。

○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

（不当労働行為事件の審査の開始）

第二十七条 労働委員会は、使用者が第七条の規定に違反した旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立てが理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。この場合において、審問の手続においては、当該使用者及び申立人に対し、証拠を提出し、証人に反対尋問をする十分な機会が与えられなければならない。

2 （略）

○ 郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「郵便窓口業務」とは、次に掲げる業務をいう。

一 郵便物の引受け

二 郵便物の交付

- 三 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）第一条に規定する郵便切手類の販売
- 四 前三号に掲げる業務に付随する業務

（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）

第三条 郵便事業株式会社は、契約により、郵便局株式会社の営業所において郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を行うこと（以下「委託業務」という。）を郵便局株式会社に委託しなければならない。

2・4 （略）

（受託者の資格）

第五条 郵便局株式会社の再委託により委託業務を行う者（以下「受託者」という。）は、次に掲げる者でなければならない。

- 一 地方公共団体
- 二 農業協同組合
- 三 漁業協同組合
- 四 消費生活協同組合（職域による消費生活協同組合を除く。）
- 五 （略）

2・3 （略）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、受託者となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの
- 二 前条第一項第五号に掲げる者のうち、法人であつてその役員のうち前号に該当する者があるもの

（施設の設置）

第八条 受託者は、郵便局株式会社の指定する場所に、再委託業務を行う施設を設けなければならない。

2 （略）

（組合である受託者に係る再委託業務の取扱いの基準）

第九条 受託者が組合である場合においては、組合は、当該組合に関する法令の規定にかかわらず、組合員以外の者に対しても、公平に役務を提供し

なければならぬ。

○ お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）（抄）

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

254 （略）

（寄附の委託）

第六条 会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとす。

○ 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（抄）

（契約）

第三条 （略）

2 会社は、前項本文の規定により郵便物の運送等を委託する場合には、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つてしなければならない。
（郵便物の非常取扱）

第十五条 （略）

2 郵便物の運送等を行う者は、災害等のため運送等の途中においてその運送等を停止した場合において、運送等の継続ができず、かつ、郵便取扱員がいないときは、当該郵便物を速やかに最寄りの会社の事業所に送付しなければならない。ただし、当該郵便物を送付することが困難である場合その他正当な事由がある場合において、これを保護し、最寄りの会社の事業所に通知した場合にあつては、この限りでない。

3 (略)

○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)(抄)

(一般会計の受入金の過不足額の調整)

第二条 一般会計において前条の規定により各特別会計から受け入れた金額が、当該年度における各特別会計の負担すべき金額を超過し、又は不足する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同条の規定により各特別会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは翌々年度までに各特別会計に返還し、当該不足額は、翌々年度までに各特別会計から補てんするものとする。

○ 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)(抄)

(文書図画の頒布)

第一百四十二条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書並びに第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに規定するビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

一 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚

- 一の二 参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者一人について、通常葉書 十五万枚、中央選挙管理会に届け出た二種類以内のビラ 二十五万枚
- 二 参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては、候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一である場合には、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 十万枚、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとに、通常葉書 二千五百枚を三万五千枚に加えた数、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万五千枚を十万枚に加えた数（その数が三十万枚を超える場合には、三十万枚）
- 三 都道府県知事の選挙にあつては、候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一である場合には、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 十万枚、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとに、通常葉書 二千五百枚を三万五千枚に加えた数、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万五千枚を十万枚に加えた数（その数が三十万枚を超える場合には、三十万枚）
- 四 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書 八千枚
- 五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 三万五千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 七万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 四千枚
- 六 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千枚
- 七 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千五百枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 八百枚
- 2 前項の規定にかかわらず、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙においては、候補者届出政党は、その届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県ごとに、二万枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内の通常葉書及び四万枚に当該都道府県における当該候補者届出政党の届出候補者の数を乗じて得た数以内のビラを、選挙運動のために頒布（散布を除く。）することができる。ただし、ビラに

については、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに四万枚以内で頒布するほかは、頒布することができない。

3 3 (略)

(出納責任者の選任及び届出)

第一百八十条 (略)

2 (略)

3 出納責任者を選任したもの(自ら出納責任者となつた者を含む。)は、直ちに出納責任者の氏名、住所、職業、生年月日及び選任年月日並びに公職の候補者の氏名を、文書で、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)に届け出なければならない。

4 候補者届出政党若しくは参議院名簿届出政党等又は推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、前項の規定による届出には、その選任につき公職の候補者の承諾を得たことを証すべき書面(推薦届出者が出納責任者を選任した場合において、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者たることを証すべき書面)を添えなければならない。

(出納責任者の異動)

第一百八十二条 出納責任者に異動があつたときは、出納責任者を選任したものは、直ちに第一百八十条第三項及び第四項の規定の例により、届け出なければならない。

2 前項の規定による届出で解任又は辞任による異動に関するものには、前条の規定による通知のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。候補者届出政党若しくは参議院名簿届出政党等又は推薦届出者が出納責任者を解任した場合には、併せて、その解任につき公職の候補者の承諾のあつたことを証すべき書面を添えなければならない。

(出納責任者の職務代行)

第一百八十三条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により出納責任者に代わつてその職務を行う者は、第一百八十条第三項及び第四項の規定の例により、届け出なければならない。

4 前項の規定による届出には、出納責任者の氏名(出納責任者の選任をした推薦届出者にも事故があるとき又はその者も欠けたときは、併せてその

氏名) 事故又は欠けたことの事実及びその職務代行を始めた年月日を記載しなければならない。出納責任者に代わつてその職務を行う者がこれをやめたときは、その事由及びその職務代行をやめた年月日を記載しなければならない。

○ 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律による改正前の住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)(抄)

(住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付けについての配慮)

第二十二條の二 公庫は、第十七條第一項、第二項、第五項、第十一項又は第十二項の規定による貸付けの業務のうち、自ら居住するため住宅を必要とし、又は自ら居住する住宅の改良を行う郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七條第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者で同法第六十條の規定により日本郵政公社があつせんするもの(以下「住宅積立郵便貯金の預金者」という。)に対する業務については、毎事業年度の開始前にかじめ、当該事業年度における貸付けの申込みの見込みについての日本郵政公社からの通知に基づき、これらの者に対する貸付けが円滑に行われるようできる限り資金の配分について配慮するものとする。

(住宅積立郵便貯金の預金者及び住宅宅地債券を引き受けた者に対する貸付けの特例)

第二十二條の三 住宅積立郵便貯金の預金者又は第二十七條の三第四項に規定する住宅宅地債券(以下この条において単に「住宅宅地債券」という。)を引き受けた自ら居住するため住宅を必要とする者(その相続人を含む。)で主務省令で定めるものに対する次に掲げる貸付け金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十條第一項及び第五項の規定の適用については、同條第一項の表中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」と、同表及び同條第五項中「八割に相当する金額」とあるのは「八割に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。

一 第十七條第一項又は第二項第一号の規定による貸付け金

二 第十七條第十一項又は第十二項の規定による貸付け金で同條第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るもの

2 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅宅地債券を引き受けた自ら居住する住宅の改良を行う者(その相続人を含む。)で主務省令で定めるものに対

する第十七条第五項の規定による貸付金の一戸当たりの金額の限度に係る第二十条第四項の規定の適用については、同項中「八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）」とあるのは、「八割に相当する金額（その金額が政令で定める金額を超えるときは、当該政令で定める金額）」に政令で定める金額を加算した金額」とする。

3 第一項の規定により読み替えて適用される第二十条第一項の表限度の欄及び同条第五項に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率並びに前項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する政令で定める加算金額に係る貸付金の利率については、第二十一条第一項の表一の項、四の項及び八の項利率の欄の規定は適用せず、それらの利率は、公庫が定める。

4 第二十一条第八項の規定は、前項の規定により公庫が利率を定め、又は変更する場合について、準用する。

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準）

第三百四十九条 基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に対して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第二年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

- 一 地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情
- 二 市町村の廃置分合又は境界変更
- 3 基準年度の土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(第二年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため、同項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。)で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第三年度の固定資産税の賦課期日において前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
- 4 第二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋(以下「第二年度の土地又は家屋」という。)に対して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
- 5 第二年度の土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第二年度の土地又は家屋について、第三年度の固定資産税の賦課期日において第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
- 6 第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋(以下「第三年度の土地又は家屋」という。)に対して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。
(償却資産に対して課する固定資産税の課税標準)

第三百四十九条の二 償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

(都市計画税の課税客体等)

第七百二条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下この項において「都市計画区域」という。)のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち同項に規定する市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 (略)

○ 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)

第四十三条 (略)

2 家畜防疫官は、前項の通知があつたときは、同項の小形包装物又は小包郵便物の検査を行う。

3 家畜防疫官は、前項の検査を行うため必要があるときは、当該郵便物の受取人にその開示を求めることができる。

4・5 (略)

○ 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)(抄)

(平均給与額)

第四条 (略)

2 (略)

3 第一項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

一〜四 (略)

五 国(職員が特定独立行政法人に在職していた期間にあつては、当該特定独立行政法人)の責めに帰すべき事由によつて勤務することができなかつた日

六 (略)

4・5 (略)

(福祉事業)

第二十二條 人事院及び実施機関は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な福祉事業として次の事業をするように努めなければならない。

一 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業

2・3 (略)

○ 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律による改正前の北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)(抄)

(住宅金融公庫の資金によつて建設される住宅)

第八条 (略)

25 (略)

6 公庫法第二十二條の三第一項、第三項及び第四項の規定は、第二項の場合における貸付けが公庫法第二十二條の二に規定する住宅積立郵便貯金の預金者又は公庫法第二十七條の三第四項に規定する住宅地債券を引き受けた自ら居住するため住宅を必要とする者(その相続人を含む。)で主務省令で定めるものに対するものである場合について、準用する。この場合において、公庫法第二十二條の三第一項中「第二十條第一項及び第五項」とあり、及び同條第三項中「第二十條第一項の表限度の欄及び同條第五項」とあるのは「北海道防寒住宅建設等促進法第八條第二項の表一の項限度の欄」と、同條第一項中「同條第一項の表」とあるのは「同欄」と、「八割五分」とあるのは「八十五パーセント」と、「同表及び同條第五項」とあるのは「同欄」と、「八割」とあるのは「八十パーセント」と、同條第三項中「並びに前項の規定により読み替えて適用される同條第四項に規定する政令で定める加算金額に係る貸付金の利率については、第二十一條第一項の表一の項、四の項及び八の項」とあるのは「については、同表一の項」と、「それらの利率」とあるのは「その利率」と読み替えるものとする。

7511 (略)

○ 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)(抄)

(適用範囲)

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一條の四第一項又は第八十一條の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二條第二項に規定する特定独立行政法人(以下「特定独立行政法人」という。)の役員を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、政令で定めるところにより、職員とみなして、この法律の規定を適用する。

(失業者の退職手当)

第十条 勤続期間十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項及び第三項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（二未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所屬していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十二条第三項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法

第二十二條第一項に規定する所定給付日数（次項において「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

イ 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

ロ 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

2 勤続期間十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総務省令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして総務省令で定めるときに該当する場合には、同項の規定に準じて、支給期間についての特例を定めることができる。

4 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国又は特定独立行政法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

6 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

7 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

8 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第四十一条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第一項又は第二項の規定による退職手当を支給する。

9 第一項、第二項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

- 一 その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第二十四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合
 - 二 厚生労働大臣が雇用保険法第二十五条第一項の規定による措置を決定した場合
 - 三 厚生労働大臣が雇用保険法第二十七条第一項の規定による措置を決定した場合
- 10 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第三十六条、第三十七条及び第五十六条の三から第五十九条までの規定に準じて政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。
 - 一 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第三十六条に規定する公共職業訓練等を受けている者については、技能習得手当
 - 二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者については、寄宿手当
 - 三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者については、傷病手当
 - 四 職業に就いたものについては、就業促進手当
 - 五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費
 - 六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、広域求職活動費
 - 11 前項の規定は、第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「第三十六条、第三十七条及び第五十六条の三から第五十九条まで」とあるのは「第五十六条の三から第五十九条まで」と読み替えるものとする。
 - 12 第十項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
 - 13 第十項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、政令で定める日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14 雇用保険法第十条の四の規定は、偽りその他の不正の行為によつて第一項、第二項又は第四項から第十一項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

15 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の国家公務員退職手当法（抄）

（失業者の退職手当）

第十条 勤続期間六月以上で退職した職員（第四項又は第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の勤続期間（当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は政令で定める職員に準ずる者（以下この条において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に第二号イ又はロに掲げる期間が含まれているときは、当該同号イ又はロに掲げる期間に該当するすべての期間を除く。以下この条において「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第二十条第三項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして総務省令で定める者を同項に規定する特定受給資格者とみなして同法第二十条第一項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他総務省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、総務省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第一号に規定する一般の退職手当等の額を第二号に規定する基本手当の日額で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下この項において「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第一号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第二号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所屬していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は

事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）の額

二 その者を雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第二十二條第三項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第十六条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数（次項において「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

イ 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となつた日の直前の職員等でなくなつた日が当該職員等となつた日前一年の期間内
にないときは、当該直前の職員等でなくなつた日前の職員等であつた期間

ロ 当該勤続期間に係る職員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

2 勤続期間六月以上で退職した職員（第五項又は第七項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。ただし、前項第二号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3 前二項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の総務省令で定める理由によるものである職員が、雇用保険法第二十条第二項に規定するときに相当するものとして総務省令で定めるときに該当する場合には、総務省令で、同項の規定に準じて、前二項に規定する退職の日の翌日から起算して一年の期間についての特例を定めることができる。

4 勤続期間六月以上で退職した職員（第六項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国、特定独立行政法人又は日本郵政公社の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規

定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた国、特定独立行政法人又は日本郵政公社の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

6 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

一 その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

二 その者を雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

7 勤続期間六月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十八条第一項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い、公共職業安定所を通じて支給する。

8 前二項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した雇用保険法第四十一条第一項に規定

する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前二項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第一項又は第二項の規定による退職手当を支給する。

9 第一項、第二項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第二十四条から第二十八条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第一項又は第二項の退職手当を支給することができる。

一 その者が公共職業安定所長の指示した雇用保険法第二十四条第一項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

二 厚生労働大臣が雇用保険法第二十五条第一項の規定による措置を決定した場合

三 厚生労働大臣が雇用保険法第二十七条第一項の規定による措置を決定した場合

10 第一項、第二項及び第四項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、雇用保険法第三十六条、第三十七条及び第五十六条の二から第五十九条までの規定に準じて政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給する。

一 公共職業安定所長の指示した雇用保険法第三十六条に規定する公共職業訓練等を受けている者については、技能習得手当

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者については、寄宿手当

三 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者については、傷病手当

四 職業に就いたものについては、就業促進手当

五 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した雇用保険法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者については、移転費

六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者については、広域求職活動費

11 前項の規定は、第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これらの規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、前項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「第三十六条、第三十七条及び第五十六条の二から第五十九条まで」とあるのは「第五十六

条の二から第五十九条まで」と読み替えるものとする。

12 第十項第三号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

13 第十項第四号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第一項、第二項又は第十項の規定の適用については、政令で定める日数分の第一項又は第二項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

14 雇用保険法第十条の四の規定は、偽りその他不正の行為によつて第一項、第二項又は第四項から第十一項までの規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。

15 本条の規定による退職手当は、雇用保険法又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

○ 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一・二 （略）

三 「外国貨物」とは、輸出の許可を受けた貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のものをいう。

四〇十三 （略）

2・3 （略）

（税額の確定の方式）

第六条の二 関税額の確定については、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる方式が適用されるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる関税 納付すべき税額が専ら税関長の処分により確定する方式（以下「賦課課税方式」という。）

イ (略)

ロ 郵便物（その課税標準となるべき価格が二十万円を超えるもの（寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。）及び第七十六条第

三項（郵便物の輸出入の簡易手続）の政令で定める場合に係るものを除く。）に対する関税

ハ〜ヘ (略)

2 (略)

(賦課決定)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定による決定は、税関長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額その他政令で定める事項を記載した賦課決定通知書（第一項第一号イに掲げる場合にあつては、納税告知書）を送達して行ふ。ただし、当該決定が第六条の二第一項第二号イ（携帯品等に対する関税）に掲げる関税に係るものである場合その他政令で定める場合には、当該通知書又は告知書の送達に代えて、税関職員に口頭で当該決定の通知をさせることができる。

5 (略)

(延滞税)

第十二条 納税義務者が法定納期限までに関税（附帯税を除く。以下この条において同じ。）を完納しない場合又は第十三条の二（過大な払戻し等に係る関税額の徴収）の規定により過大に払戻し若しくは還付を受けた関税額を徴収される場合には、当該納税義務者は、その未納又は徴収に係る関税額に対し、法定納期限（当該過大に払戻し又は還付を受けた関税については、その払戻し又は還付を受けた日）の翌日から当該関税額を納付する日までの日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞税を併せて納付しなければならない。ただし、納期限（当該過大に払戻し又は還付を受けた関税については、その納税告知に係る納期限）の翌日から二月を経過する日後の延滞税の額は、その未納に係る関税額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納又は徴収に係る関税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞税の額の計算の基礎となる関税額は、同項の未納又は徴収に係る関税額からその一部納付に係る関税額を控除した額による。

3～9 (略)

(許可の期間満了後保税展示場にある外国貨物についての関税の徴収)

第六十二条の六 税関長は、保税展示場に入れられた外国貨物で、当該保税展示場の許可の期間の満了その他当該許可の失効の際、当該保税展示場にあるものについては、当該保税展示場の許可を受けた者に対し、期間を定めて当該外国貨物の搬出その他の処置を求めることができるものとし、当該期間内に当該処置がされないときは、その者から、直ちにその関税を徴収する。

2 (略)

(保税運送)

第六十三条 外国貨物(郵便物、特定輸出貨物及び政令で定めるその他の貨物を除く。第六十三条の九第一項及び第六十五条の三を除き、以下この章において同じ。)は、税関長に申告し、その承認を受けて、開港、税関空港、保税地域、税関官署及び第三十条第一項第二号(外国貨物を置く場所の制限)の規定により税関長が指定した場所相互間(次条第一項及び第六十三条の九第一項において「特定区間」という。)に限り、外国貨物のまま運送することができる。この場合において、税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、政令で定める期間の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。

2～6 (略)

(輸出又は輸入の許可)

第六十七条 貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名並びに数量及び価格(輸入貨物(特例申告貨物にあつては、関税暫定措置法第八条の二第一項第二号(特惠関税等)に規定する特定鉱工業産品等であつて同項の規定の適用を受けるものその他政令で定める規定の適用を受けるものに限る。)については、課税標準となるべき数量及び価格)その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

(輸出してはならない貨物)

第六十九条の二 (略)

2 税関長は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる貨物で輸出されようとするものを没収して廃棄することができる。

3 (略)

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 (略)

2 税関長は、前項第一号から第六号まで、第九号又は第十号に掲げる貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又は当該貨物を輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができる。

3 (略)

(証明又は確認)

第七十条 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの(以下この項において「許可、承認等」という。)を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

2 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して検査又は条件の具備を必要とする貨物については、第六十七条(輸出又は輸入の許可)の検査その他輸出申告又は輸入申告に係る税関の審査の際、当該法令の規定による検査の完了又は条件の具備を税関に証明し、その確認を受けなければならない。

3 第一項の証明がされず、又は前項の確認を受けられない貨物については、輸出又は輸入を許可しない。

(輸出を許可された貨物とみなすもの)

第七十三条の二 第七十六条第五項(郵便物の輸出入の簡易手続)の規定により通知された郵便物(輸出されるものに限る。)は、この法律の適用については、輸出を許可された貨物とみなす。

(郵便物の輸出入の簡易手続)

第七十六条 郵便物(その価格(輸入されるものについては、課税標準となるべき価格)が二十万円を超えるもの(寄贈物品であるものその他の政令で定めるものを除く。)及び第三項の政令で定める場合に係るものを除く。以下この項、第九十四条及び第百十四条の二第九号において同じ。)については、第六十七条から第六十九条まで(輸出又は輸入の許可・輸出申告又は輸入申告の時期・輸出申告の特例・承認の要件・規則等に関する改善措置・帳簿の備付け等・輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出・承認の失効・承認の取消し・許可の承継についての規定の準用・輸出の許可の取消し・特定輸出貨物の亡失等の届出・輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類・貨物の検査場所)及び第七十条から第七十三条ま

で（証明又は確認・原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入・関税等の納付と輸入の許可・輸入の許可前における貨物の引取り）の規定は適用せず、前条中「仮に陸揚げされた貨物（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものを除く。第百八条の四第一項及び第二項並びに第百十一条第一項第一号において同じ。）を除く」とあるのは、「外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものに限り」と読み替えて、同条の規定を適用する。ただし、税関長は、輸出され、又は輸入される郵便物中にある信書以外の物について、政令で定めるところにより、税関職員に必要な検査をさせるものとする。

2～5 （略）

（郵便物の関税の納付等）

第七十七条 （略）

2・3 （略）

4 前項の規定により関税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

5 （略）

6 第一項の郵便物の名あて人は、政令で定めるところによりあらかじめ税関長の承認を受けた場合には、当該郵便物に係る関税の課税標準及び税額についての決定がされる前に当該郵便物を受け取ることができる。この場合において、税関長は、当該課税標準及び税額の決定をすることができることとなつたときは、遅滞なく、第八条第一項（賦課決定）の規定による決定をするとともに、第九条の三第一項（納税の告知）の規定による納税の告知をしなければならない。

7 （略）

8 第六項の承認を受けて受け取られた郵便物は、この法律の適用については、第四条（課税物件の確定の時期）及び第五条（適用法令）を除くほか、内国貨物とみなす。

（郵便物に係る輸出又は輸入の許可の取消し）

第七十八条の二 （略）

2・3 (略)

4 前三項の規定は、輸入の許可を受けた郵便物であつて当該郵便物の名あて人に交付されていないものについて準用する。この場合において、第一項中「当該輸出の許可を受けた際（第七十三条の二（輸出を許可された貨物とみなすもの）の規定により当該許可を受けたものとみなされる場合にあつては、第七十六条第五項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により通知された際）」とあるのは「当該輸入の許可を受けた際」と、前項中「第一項の差出人」とあるのは「当該郵便物の名あて人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（収容貨物の公売又は売却等）

第八十四条 収容された貨物が最初に収容された日から四月を経過してなお収容されているときは、税関長は、政令で定めるところにより、公告した後当該貨物を公売に付することができる。この場合において、公売に付される貨物について次項の規定による期間の短縮があるときは、第八十条第三項後段（貨物の収容）の規定を準用する。

2 収容された貨物が生活力を有する動植物であるとき、腐敗し、若しくは変質したとき、腐敗若しくは変質の虞があるとき、又は他の外国貨物を害する虞があるときは、前項の期間は、短縮することができる。

3 税関長は、収容された貨物が公売に付することができないものであるとき、又は公売に付された場合において買受人がないときは、政令で定めるところにより、これを随意契約により売却することができる。

4～6 (略)

（収容についての規定の準用）

第八十八条 第八十条第一項後段（貨物の収容）、第八十条の二（収容の方法）、第八十一条（収容の効力）、第八十四条（収容貨物の公売又は売却等）及び第八十五条（公売代金等の充当及び供託）の規定は、前二条の留置について準用する。

第一百四十四条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～九 (略)

九の二 第七十七条の五第二項（違法行為等の是正）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者

十～十一 (略)

第一百八条 第一百八条の四から第一百十一条まで（輸出してはならない貨物を輸出する罪・輸入してはならない貨物を輸入する罪・輸入してはならない

貨物を保税地域に置く等の罪・関税を免れる等の罪・許可を受けないで輸出入する等の罪)の犯罪に係る貨物(第一百十條又は第一百十一條の犯罪に係る貨物にあつては、輸入制限貨物等に限る。)、その犯罪行為の用に供した船舶若しくは航空機又は第一百十二條(密輸貨物の運搬等をする罪)の犯罪に係る貨物(第一百八條の四又は第一百九條の犯罪に係る貨物及び輸入制限貨物等に限る。)(以下この条において「犯罪貨物等」と総称する。)は、没収する。ただし、犯罪貨物等が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 第一百八條の四から第一百十二條までの犯罪が行われることをあらかじめ知らずにその犯罪が行われた時から引き続き犯罪貨物等を所有していると認められるとき。

二 前号に掲げる犯罪が行われた後、その情を知らずに犯罪貨物等を取得したと認められるとき。

257 (略)

(領置物件又は差押物件の処置)

第一百三十三條 (略)

2 税関長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質の虞があるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を保管することができる。

3 第八十四條第三項及び第四項(收容貨物の随意契約による売却等)の規定は、前項の公売について、同条第五項の規定は、領置物件又は差押物件について準用する。

(領置物件又は差押物件の返還等)

第一百三十四條 (略)

2 (略)

3 前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

457 (略)

(税関長の通告処分又は告発)

第一百三十八條 税関長は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額及び没収に該当する物件又は追徴金に相当する金額を税関に納付すべき旨を通告しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに検察官に告発

しなければならない。

- 一 情状が懲役の刑に処すべきものであるとき。
 - 二 犯則者が通告の旨を履行する資力がないうとき。
- 24 (略)

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の軍事郵便貯金等特別処理法（昭和二十九年法律第百八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に定める定義に従うものとする。

- 一 (略)
- 二 「軍事郵便為替」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所に振出の請求があつた郵便為替をいう。
- 三 (略)
- 四 「外地郵便為替」とは、旧外地等にあつた郵便局に振出の請求があつた郵便為替をいう。
- 五 「外地郵便振替貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた郵便振替貯金の払込金（口座に受け入れられたものを含む。）をいう。
- 六 (略)

○ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国有林野事業を行う国の経営する企業」とは、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五

十七号) 第二条第二号に規定する国有林野事業を行う国の経営する企業をいう。

2 (略)

○ 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)(抄)

(保税運送等の場合の免税)

第十一条 外国貨物である課税物品を外国貨物のまま運送するため、関税法第六十三条第一項(保税運送)若しくは第六十四条第一項(難破貨物等の運送)の規定による承認(同項ただし書の規定による警察官への届出を含む。)を受けて若しくは同法第六十三条の九第一項(郵便物の保税運送)の規定により税関長への届出をして保税地域その他これらの規定に規定する場所(酒類の製造場に該当する場所を除く。以下この項において「保税地域等」という。)から引き取る場合又は同法第六十三条の二第一項(保税運送の特例)に規定する特定保税運送者が保税地域等から引き取る場合には、政令で定めるところにより、その引取りに係る内国消費税を免除する。

25 (略)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第六項において準用する関税法第七十七条の五第二項(違法行為等の是正)の規定による報告をせず、又は偽った報告をした者

二 四 (略)

○ 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)(抄)

(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の四 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうちに、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該

被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の親族（第三項において「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。同項において同じ。）の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。同項及び次条第五項において同じ。）で財務省令で定める建物又は構築物の敷地の用に供されているもので政令で定めるもの（特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限る。以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係るすべての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合の当該選択特例対象宅地等（以下この項において「小規模宅地等」という。）に限り、相続税法第十一条の二に規定する相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる小規模宅地等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一 特定事業用宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等である小規模宅地等及び特定同族会事業用宅地等である小規模宅地等 百分の二十
二 貸付事業用宅地等である小規模宅地等 百分の五十

2 前項に規定する限度面積要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定事業用宅地等又は特定同族会事業用宅地等（第四号において「特定事業用等宅地等」という。）である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が四百平方メートル以下であること。

二 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定居住用宅地等である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が二百四十平方メートル以下であること。

三 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが貸付事業用宅地等である場合 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が二百平方メートル以下であること。

四 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等のすべてが特定事業用等宅地等、特定居住用宅地等又は貸付事業用宅地等である場合（前三号に掲げる場合を除く。） 次のイ、ロ及びハに掲げる面積の合計が四百平方メートル以下であること。

イ 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等である特定事業用等宅地等の面積の合計

ロ 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等である特定居住用宅地等の面積の合計に三分の五を乗じて得た面積

ハ 当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る選択特例対象宅地等である貸付事業用宅地等の面積の合計に二を乗じて得た面積

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定事業用宅地等 被相続人等の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものを除く。以下この号及び第三号において同じ。）の用に供されていた宅地等で、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該親族から相続又は遺贈により当該宅地等を取得した当該親族の相続人を含む。イ及び第四号（ロを除く。）において同じ。）が相続又は遺贈により取得したもの（政令で定める部分に限る。）をいう。

イ 当該親族が、相続開始時から相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までの間に当該宅地等の上で営まれていた被相続人の事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該事業を営んでいること。

ロ 当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限（当該親族が申告期限前に死亡した場合には、その死亡の日。第四号イを除き、以下この項において同じ。）まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の事業の用に供していること。

二 特定居住用宅地等 被相続人等の居住の用に供されていた宅地等（当該宅地等が二以上ある場合には、政令で定める宅地等に限る。）で、当該被相続人の配偶者又は次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族（当該被相続人の配偶者を除く。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得したもの（政令で定める部分に限る。）をいう。

イ 当該親族が相続開始の直前において当該宅地等の上に存する当該被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該家屋に居住していること。

ロ 当該親族（当該被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取得した者に限る。）が相続開始前三年以内に相続税法の施行地内にあるその者又はその者の配偶者の所有する家屋（当該相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く。）に居住したことがない者（財務省令で定める者を除く。）であり、かつ、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有していること（当該被相続人の配偶者又は相続開始の直前においてイに規定する家屋に居住していた親族で政令で定める者がいない場合に限る。）。

ハ 当該親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の居住の用に供していること。

三 特定同族会社事業用宅地等 相続開始の直前に被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有

する株式の総数又は出資の総額が当該株式又は出資に係る法人の発行済株式の総数又は出資の総額の十分の五を超える法人の事業の用に供されていた宅地等で、当該宅地等を相続又は遺贈により取得した当該被相続人の親族（財務省令で定める者に限る。）が相続開始時から申告期限まで引き続き有し、かつ、申告期限まで引き続き当該法人の事業の用に供されているもの（政令で定める部分に限る。）をいう。

四 貸付事業用宅地等 被相続人等の事業（不動産貸付業その他政令で定めるものに限る。以下この号において「貸付事業」という。）の用に供されていた宅地等で、次に掲げる要件のいずれかを満たす当該被相続人の親族が相続又は遺贈により取得したもの（特定同族会社事業用宅地等を除き、政令で定める部分に限る。）をいう。

イ 当該親族が、相続開始時から申告期限までの間に当該宅地等に係る被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、当該貸付事業の用に供していること。

ロ 当該被相続人の親族が当該被相続人と生計を一にしていた者であつて、相続開始時から申告期限まで引き続き当該宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該宅地等を自己の貸付事業の用に供していること。

4 第一項の規定は、同項の相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までに共同相続人又は包括受遺者によつて分割されていない特例対象宅地等については、適用しない。ただし、その分割されていない特例対象宅地等が申告期限から三年以内（当該期間が経過するまでの間に当該特例対象宅地等が分割されなかつたことにつき、当該相続又は遺贈に関し訴えの提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該特例対象宅地等の分割ができることとなつた日として政令で定める日の翌日から四月以内）に分割された場合（当該相続又は遺贈により財産を取得した者が次条第一項の規定の適用を受けている場合を除く。）には、その分割された当該特例対象宅地等については、この限りでない。

5 相続税法第三十二条の規定は、前項ただし書の場合その他既に分割された当該特例対象宅地等について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

6 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。次項において「相続税の申告書」という。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

7 税務署長は、相続税の申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合においても、その提出

又は記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合限り、第一項の規定を適用することができる。

8 第一項に規定する小規模宅地等については、同項の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十九条の四第一項（小規模宅地等）についての相続税の課税価格の計算の特例」の規定の適用を受けた同項に規定する小規模宅地等を除く」とする。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）

第六十九条の五 特定計画山林相続人等が、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の七の四までにおいて同じ。）により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得した特定計画山林でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択特定計画山林」という。）について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限（当該特定計画山林相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死亡の日。次項において「申告期限」という。）まで引き続き当該選択特定計画山林のすべてを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十一条の二に規定する相続税の課税価格（同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格）に算入すべき価額は、当該選択特定計画山林の価額に百分の九十五を乗じて計算した金額とする。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定森林施業計画対象山林 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定（以下この項において「市町村長等の認定」という。）を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号に規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定

による認定の取消しがあつたものを除く。以下この項において「森林施業計画」という。）が定められている区域内に存するもの（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。次号において同じ。）をいう。

二 特定受贈森林施業計画対象山林 被相続人である特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）をした立木又は土地等のうち当該贈与の前に市町村長等の認定を受けた森林施業計画が定められている区域内に存するものをいう。

三 特定計画山林相続人等 次のイ又はロに掲げる者をいう。

イ 相続又は遺贈により特定森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件を満たすもの

- (1) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施業計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。
- (2) 当該相続開始の時から申告期限まで引き続き選択特定計画山林である特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行つていこと。

ロ 贈与により特定受贈森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)及び(2)に掲げる要件を満たすもの

- (1) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。
- (2) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き選択特定計画山林である特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行つていこと。

四 特定計画山林 次のイ又はロに掲げる立木又は土地等をいう。

イ 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定（特定森林施業計画対象山林に係るもののうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限る。ロにおいて同じ。）に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

ロ 被相続人である特定贈与者が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施業計画対象山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森

林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。）

3 第一項の規定は、同項の相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条の規定による申告書の提出期限（以下この項において「申告期限」という。）までに共同相続人又は包括受遺者によつて分割されていない特定計画山林については、適用しない。ただし、その分割されていない特定計画山林が申告期限から三年以内（当該期間が経過するまでの間に当該特定計画山林が分割されなかつたことにつき、当該相続又は遺贈に関し訴えの提起がされたことその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該特定計画山林の分割ができることとなつた日として政令で定める日の翌日から四月以内）に分割された場合には、その分割された当該特定計画山林については、この限りでない。

4 第一項の規定は、同項の相続に係る被相続人から同項の相続又は遺贈により財産を取得した者が前条第一項の規定の適用を受け、又は受けている場合には、適用しない。

5 選択宅地等面積（前条の規定により同条第一項に規定する小規模宅地等として選択がされた宅地等の面積で同条第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計をいう。第二号において同じ。）が四百平方メートル未満である場合において、第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施業計画対象山林（特定受贈森林施業計画対象山林を含む。第一号において同じ。）を同項に規定する選択特定計画山林として選択をするときは、前項の規定にかかわらず、同号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて得た価額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。

一 当該特定森林施業計画対象山林の価額

二 四百平方メートルから選択宅地等面積を控除したものの四百平方メートルに占める割合

6 相続税法第三十二条の規定は、第三項ただし書の場合その他既に分割された当該特定計画山林について第一項の規定の適用を受けていなかった場合として政令で定める場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

7 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を含む。第十項及び第十一項において「相続税の申告書」という。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載し、同項の規定による計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

8 特定贈与者からの贈与により取得をした特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする特定計画山林相続人等は、政令で定めるところにより、相続税法第二十八条第一項の期間内に第二項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を記載した書類その他財務省令で定める書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

9 前項の場合において、同項の期間内に、同項の特定受贈森林施業計画対象山林に係る同項の書類が納税地の所轄税務署長に提出されていないときは、当該特定受贈森林施業計画対象山林については、第一項の規定の適用を受けることができない。

10 第一項の規定は、第七項の規定にかかわらず、特定森林施業計画対象山林又は特定受贈森林施業計画対象山林について第一項の規定の適用を受けようとする者の相続税の申告書の提出期限から二月以内に第二項第三号イ②又はロ②に規定する森林施業計画に基づき施業が行われていた旨その他の事項を証する財務省令で定める書類の提出がない場合には、適用しない。

11 税務署長は、相続税の申告書若しくは前項の財務省令で定める書類の提出がなかつた場合又は第七項の記載若しくは添付がない相続税の申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類並びに同項及び前項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

12 第一項に規定する選択特定計画山林について、同項の規定の適用を受ける場合における相続税法第四十八条の二第六項において準用する同法第四十一条第二項の規定の適用については、同項中「財産を除く」とあるのは、「財産及び租税特別措置法第六十九条の五第一項（特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例）の規定の適用を受けた同項に規定する選択特定計画山林を除く」とする。

13 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令

のこれらに相当する規定を含む。)による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。)をいう。

二〇七 (略)

二〇三 (略)

(設立及び業務)

第三条 各省各庁ごとに、その所属の職員及びその所管する特定独立行政法人の職員(次項各号に掲げる各省各庁にあつては、同項各号に掲げる職員を除く。)をもつて組織する国家公務員共済組合(以下「組合」という。)を設ける。

二〇五 (略)

附 則

(郵政会社等の役職員の取扱い)

第二十条の三 (略)

2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。

一 日本郵政株式会社

二・三 (略)

四 (略)

イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人

ニ 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

五 (略)

- イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人
- ロ 郵便保険会社との合併後存続する法人又は合併により設立された法人
- ハ 会社分割により郵便保険会社の事業を承継した法人
- ニ 郵便保険会社又はイからハまでに掲げる法人（この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。）について政令で定める組織の再編成があった場合における当該組織の再編成後の法人
- 六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

○ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）（抄）

（施行日前に給付事由が生じた年金である給付の額の改定等）

第三条の二 前条に規定する給付のうち年金である給付の額については、年金である恩給の額を改定する措置が講じられる場合には、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参酌して、政令で定めるところにより改定する。

2～4 （略）

○ 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）（抄）

（特許法の準用）

第二条の五 （略）

- 2 特許法第七条から第九条まで、第十一条から第十六条まで及び第十八条の二から第二十四条までの規定は、手続に準用する。
- 3・4 （略）

○ 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）（抄）

（特許法の準用）

第六十八条（略）

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条（手続）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

3～7（略）

○ 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）（抄）

（特許法の準用）

第七十七条（略）

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十四条まで並びに第九十四条（手続）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、請求その他商標登録又は防護標章登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第六条第一項第一号中「出願審査の請求」とあるのは「登録異議の申立て」と、同法第七条第四項中「相手方が請求した審判又は再審」とあるのは「その商標権若しくは防護標章登録に基づく権利に係る登録異議の申立て又は相手方が請求した審判若しくは再審」と、同法第九条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項若しくは第四十五条第一項の審判」と、同法第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第

一項又は第四十五条第一項の審判」と、同法第十七条第三項中「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。」とあるのは

「二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。
二の二 手続について商標法第四十条第二項の規定による登録料又は同法第四十一条の二第二項の規定により更新登録の申請と同時に

に納付すべき登録料（商標法第四十三条第一項又は第二項の規定により納付すべき割増登録料を含む。）を納付しないとき。」と、同法第十八条の二

第一項中「できないもの」とあるのは「できないもの（商標法第五条の二第二項各号（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）に該当するものを除く。）」と、同法第二十三条第一項及び第二十四条中「審判」とあるのは「登録異議の申立てについての審理及び決定、審判」と、同法第九十四条第一項中「審判」とあるのは「登録異議の申立て、審判」と読み替えるものとする。

3 〽7 (略)

附 則

(特許法の準用)

第二十七条 (略)

2 特許法第六条から第九条まで、第十一条から第十六条まで、第十七条第三項及び第四項、第十八条第一項、第十八条の二から第二十四条まで並びに第九十四条（手続）の規定は、書換登録に関する手続に準用する。この場合において、同法第九条及び第十四条中「拒絶査定不服審判」とあるのは、「商標法附則第十三条において準用する第四十四条第一項の審判」と読み替えるものとする。

○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）

(賦課決定)

第三十二条 税務署長は、賦課課税方式による国税については、その調査により、課税標準申告書を提出すべき期限（課税標準申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の時）後に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を決定する。

一 課税標準申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと同じであるとき。 納付すべき税額

二 課税標準申告書を提出すべきものとされている国税につき当該申告書の提出がないとき、又は当該申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと異なるとき。 課税標準及び納付すべき税額

三 課税標準申告書の提出を要しないとき。 課税標準（第六十九条（加算税の税目）に規定する加算税及び過怠税については、その計算の基礎となる税額。以下この条において同じ。）及び納付すべき税額

2 税務署長は、前項又はこの項の規定による決定をした後、その決定をした課税標準（前項第一号に掲げる場合にあつては、同号の課税標準申告書に記載された課税標準）又は納付すべき税額が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をする。

3 第一項の規定による決定は、税務署長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額を記載した賦課決定通知書（第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書）を送達して行なう。

4 第二項の規定による決定は、税務署長が次に掲げる事項を記載した賦課決定通知書を送達して行なう。

一 その決定前の課税標準及び納付すべき税額

二 その決定後の課税標準及び納付すべき税額

三 その決定前の納付すべき税額がその決定により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する納付すべき税額

5 第二十七条（国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定）、第二十八条第三項後段（決定通知書の附記事項）及び第二十九条（更正等の効力）の規定は、第一項又は第二項の規定による決定（以下「賦課決定」という。）について準用する。

第三章 国税の納付及び徴収

第一節 国税の納付

（納付の手續）

第三十四条 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入

納付に関する法律（大正五年法律第十号）の定めるところにより証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない。

2 印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙をはることにより納付するものとする。印紙で納付することができるものとされている国税を印紙で納付する場合も、また同様とする。

3 物納の許可があつた国税は、第一項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、物納をすることができる。（口座振替納付に係る納付書の送付等）

第三十四条の二 税務署長は、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による国税の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行なおうとする納税者から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるときに限り、その依頼を受けることができる。

2 期限内申告書の提出により納付すべき税額の確定した国税でその提出期限と同時に納期限の到来するものが、前項の依頼により送付された納付書に基づき、政令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は納期限においてされたものとみなして、延納及び延滞税に関する規定を適用する。

（納付受託者に対する納付の委託）

第三十四条の三 国税を納付しようとする者は、その税額が財務省令で定める金額以下である場合であつて、第三十四条第一項（納付の手續）に規定する納付書で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、納付受託者（次条第一項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。

2 国税を納付しようとする者が、前項の納付書を添えて、納付受託者に納付しようとする税額に相当する金銭を交付したときは、当該交付した日に当該国税の納付があつたものとみなして、延納、物納及び附帯税に関する規定を適用する。

(納付受託者)

第三十四条の四 国税の納付に関する事務(以下この項及び第三十四条の六第一項(納付受託者の帳簿保存等の義務)において「納付事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として国税庁長官が指定するもの(以下第三十四条の六までにおいて「納付受託者」という。)は、国税を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2 国税庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。

4 国税庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(納付受託者の納付)

第三十四条の五 納付受託者は、第三十四条の三第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた国税を納付しなければならない。

2 納付受託者は、第三十四条の三第一項の規定により国税を納付しようとする者の委託に基づき当該国税の額に相当する金銭の交付を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を国税庁長官に報告しなければならない。

3 納付受託者が第一項の国税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、納付受託者の住所又は事務所の所在地を管轄する税務署長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその国税を納付受託者から徴収する。

4 税務署長は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき国税については、当該納付受託者に対して第四十条(滞納処分)の規定による処分をし、てもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該国税に係る納税者から徴収することができない。

(納付受託者の帳簿保存等の義務)

第三十四条の六 納付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第三項に規定する権限を国税局長に委任することができる。

（納付受託者の指定の取消し）

第三十四条の七 国税庁長官は、第三十四条の四第一項（納付受託者）の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第三十四条の四第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二 第三十四条の五第二項（納付受託者の納付）又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 国税庁長官は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（申告納税方式による国税等の納付）

第三十五条 期限内申告書を提出した者は、国税に関する法律に定めるところにより、当該申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に相当する国税をその法定納期限（延納に係る国税については、その延納に係る納期限）までに国に納付しなければならない。

2 次の各号に掲げる金額に相当する国税の納税者は、その国税を当該各号に掲げる日（延納に係る国税その他国税に関する法律に別段の納期限の定めがある国税については、当該法律に定める納期限）までに国に納付しなければならない。

一 期限後申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額又は修正申告書に記載した第十九条第四項第三号（修正申告により納付す

べき税額)に掲げる金額(その修正申告書の提出により納付すべき税額が新たにあることとなった場合には、当該納付すべき税額) その期限後申告書又は修正申告書を提出した日

二 更正通知書に記載された第二十八条第二項第三号イからハまで(更正により納付すべき税額)に掲げる金額(その更正により納付すべき税額が新たにあることとなった場合には、当該納付すべき税額)又は決定通知書に記載された納付すべき税額 その更正通知書又は決定通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日

3 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(第六十八条第一項又は第二項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるもの)に限る。以下この項において同じ。)に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日までに納付しなければならない。

(滞納処分)

第四十条 税務署長は、第三十七条(督促)の規定による督促に係る国税がその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納されない場合、第三十八条第一項(繰上請求)の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限までに完納されない場合その他国税徴収法に定める場合には、同法その他の法律の規定により滞納処分を行なう。

(延滞税)

第六十条 納税者は、次の各号の一に該当するときは、延滞税を納付しなければならない。

一 期限内申告書を提出した場合において、当該申告書の提出により納付すべき国税をその法定納期限までに完納しないとき。

二 期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは第二十五条(決定)の規定による決定を受けた場合において、第三十五条第二項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき国税があるとき。

三 納税の告知を受けた場合において、当該告知により納付すべき国税(第五号に規定する国税、不納付加算税、重加算税及び過怠税を除く。)をその法定納期限後に納付するとき。

四 予定納税に係る所得税をその法定納期限までに完納しないとき。

五 源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないとき。

2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限(純損失の繰戻し等による還付金額が過大であったことにより納付すべきこととなった国税、

輸入の許可を受けて保税地域から引き取られる物品に対する消費税等（石油石炭税法第十七条第三項（引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付）の規定により納付すべき石油石炭税を除く。）その他政令で定める国税については、政令で定める日）の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年十四・六パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項並びに第六十三条第一項、第四項及び第五項（納税の猶予等の場合の延滞税の免除）において同じ。）までの期間又は納期限の翌日から二月を経過する日までの期間については、その未納の税額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3 第一項の納税者は、延滞税をその額の計算の基礎となる国税にあわせて納付しなければならない。

4 延滞税は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の特例）

第二十四条の二 登記等を受ける者又は官庁若しくは公署が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）

第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定又は不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第十八条（申請の方法）（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用して当該登記等の申請又は嘱託を行う場合には、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を、第二十一条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合には、この限りでない。

2 免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を前項に規定する財務省令で定める方法により国に納付する場合は、当該免許等に係る登記機関は、当該免許等につき課されるべき登録免許税の納付の期限を定めなければならない。この場合には、その期限を当該免許等をする日から一月を経過する日後としてはならない。

3 第一項本文に規定する場合において、登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を第二十一条から前条までの規定により国に納付するときは、第二十一条及び第二十二條中「の申請書」とあり、並びに第二十三條第一項中「の嘱託書」とあるのは「に係る登記機関の定める書類」と、同條第二項中「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

(税務署長による徴収)

第二十九條 税務署長は、前條第一項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る登記等を受けた者から徴収する。

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、登記等を受けた者が第二十一条から第二十三條まで(第二十四條の二第三項及び第三十五條第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む)、第二十四條、第二十四條の二第一項又は第二十六條第二項から第四項までの規定により当該登記等につき納付すべき登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つた場合には、当該納付していない登録免許税をその者から徴収する。

別表第一 課税範圍、課税標準及び税率の表(第二條、第五條、第九條、第十條、第十三條、第十五條―第十七條、第十七條の三―第十九條、第二十三條、第二十四條、第三十四條關係)

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一(二十三) (略) 二十四 会社又は外国会社の商業登記(保険業法の規定によつてする相互会社及び外国相互会社の登記並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の規定によつてする一般社団法人(公益社団法人を除く。以下この号において同じ。))及び一般財団法人(公益財団法人を除く。以下この号において同じ。))の登記を含む。 (一) 会社又は相互会社若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人(以下この号において「一般社団法人等」という。)につきその本店又は主たる事務所の所在地においてする登記(四に掲げる登記を除く。) イ(ワ) (略)	(略)	(略)

<p>力 取締役、代表取締役若しくは特別取締役、会計参与、監査役、 会計監査人、委員会の委員、執行役若しくは代表執行役若しくは 社員又は理事、監事、代表理事若しくは評議員に関する事項の変 更（会社又は相互会社若しくは一般社団法人等の代表に関する事 項の変更を含む。）の登記 ヨウラ （略） （二）（四） （略） 二十五～百五十九 （略）</p>	<p>申請件数 （略）</p>	<p>一件につき三万円（資本金の額が一 億円以下の会社又は一般社団法人等 については、一万円） （略） （略） （略）</p>
--	---------------------	---

○ 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）（抄）

（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）

第十条の二 自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る申請又は届出を行う場合には、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を、第八条から前条までに定める方法によるほか、財務省令で定める方法により国に納付することができる。

（税務署長による徴収）

第十四条 税務署長は、前条第一項の通知を受けた場合には、当該通知に係る同項に規定する納付していない自動車重量税を当該通知に係る自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者から徴収する。

2 税務署長は、前項に規定する場合のほか、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者が第八条から第十条の二まで又は第十二条第二項

から第四項までの規定により当該検査自動車又は届出軽自動車につき納付すべき自動車重量税の額の全部又は一部を納付していない事実を知った場合には、当該納付していない自動車重量税をその者から徴収する。

○ 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（抄）

（資金の調達）

第十二条 機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫又は第十五条第二項に規定する共済組合等が、前条に規定する資金を調達するため、勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に対して協力を求めたときは、当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、政令で定めるところにより、その資金の調達に応じなければならない。

2 前項の場合においては、金融機関及び第六条第一項第二号の政令で定める生命共済の事業を行う者で、政令で定めるものは、他の法律の規定にかかわらず、前項の資金の調達に係る資金の貸付けの業務を行うことができる。

3 機構又は独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人雇用・能力開発機構法又は独立行政法人住宅金融支援機構法の定めるところにより、第一項の資金の調達の事務の全部又は一部について金融機関等、生命保険会社等若しくは損害保険会社又はこれらの団体に対し必要な委託をすることができる。

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（定義等）

第二条（略）

2～13（略）

14 この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

15 (略)

16 この法律において「所属銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う銀行をいう。

17～22 (略)

(許可)

第五十二条の三十六 銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 銀行代理業者は、所属銀行の委託を受け、又は所属銀行の委託を受けた銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、銀行代理業を営んではない。

3 銀行代理業者は、あらかじめ、所属銀行の許諾を得た場合でなければ、銀行代理業の再委託をしてはならない。

○ 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）

(特許法の準用等)

第四十一条 (略)

2 特許法第七条、第八条、第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条第三項（第三号を除く。）及び第四項、第十八条第一項、第十八条の二から第二十一条まで並びに第二十六条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続に準用する。

3～5 (略)

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成八年法律第七十二号）（抄）

（罰則）

第八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第六条の二第一項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

○ 民事訴訟法（平成八年法律第九号）（抄）

（送達場所）

第一百三條 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所（以下この節において「住所等」という。）においてする。ただし、法定代理人に対する送達は、本人の営業所又は事務所においてもすることができる。

2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達するのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等（以下「就業場所」という。）においてすることができる。送達を受けるべき者（次条第一項に規定する者を除く。）が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。

（送達場所等の届出）

第一百四條 当事者、法定代理人又は訴訟代理人は、送達を受けるべき場所（日本国内に限る。）を受訴裁判所に届け出なければならない。この場合において、送達受取人をも届け出ることができる。

(出会送達)

第二百五条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの（前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。）に対する送達は、その者に会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかな者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

(所掌事務)

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜六十二 (略)

六十三 符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信（以下「情報の電磁的流通」という。）のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律並びにこれらの施設の整備の促進に関する事。

六十四 国際放送その他の本邦と外国との間の情報の電磁的流通の促進に関する事。

六十五 前二号に掲げるもののほか、情報の電磁的流通の規律及び振興に関する事。

六十六 電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の発達、改善及び調整に関する事。

六十七 日本放送協会に関する事。

六十八 非常事態における重要通信の確保に関する事。

六十九 周波数の割当て及び電波の監督管理に関する事。

七十 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関する事。

七十一 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関する事。

七十二 電波の利用の促進に関すること。

七十三 (略)

七十四 有線電気通信設備及び無線設備（高周波利用設備を含む。）に関する技術上の規格に関すること。

七十五 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関すること。

七十六 情報通信の高度化に関する事務のうち情報の電磁的流通に係るものに関すること。

七十七〜七十九の四 (略)

七十九の五 信書便事業の監督に関すること。

八十〜九十三 (略)

九十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

九十五〜九十八 (略)

九十九 前各号に掲げるもののほか、他の行政機関の所掌に属しない事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた事務

附 則

（所掌事務の特例）

第二条 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方特例交付金に関すること。

二 交通安全対策特別交付金の交付に関すること。

三 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税に関すること。

四 地方道路譲与税に関すること。

五 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務に関すること。

六 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、郵便為替及び郵便振替に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること。

七 地方公共団体に交付すべき今次の大戦による不発弾その他の火薬類で陸上にあるものの処理に関する事業に係る交付金に関すること。

○ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

○ 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)(抄)

(定義等)

第二条 (略)

2 この法律において、「本省課長補佐級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの(ト又はチに掲げるものについては、一般職給与法第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。)

- イ 一般職給与法別表第一イ行政職俸給表(一)の職務の級五級以上の職員
 - ロ 一般職給与法別表第二専門行政職俸給表の職務の級四級以上の職員
 - ハ 一般職給与法別表第三税務職俸給表の職務の級五級以上の職員
 - ニ 一般職給与法別表第四イ公安職俸給表(一)の職務の級六級以上の職員
 - ホ 一般職給与法別表第四ロ公安職俸給表(二)の職務の級五級以上の職員
 - ヘ 一般職給与法別表第五イ海事職俸給表(一)の職務の級五級以上の職員
 - ト 一般職給与法別表第六イ教育職俸給表(一)の職務の級三級以上の職員
 - チ 一般職給与法別表第六ロ教育職俸給表(二)の職務の級三級の職員
 - リ 一般職給与法別表第七研究職俸給表の職務の級四級以上の職員
 - ヌ 一般職給与法別表第八イ医療職俸給表(一)の職務の級三級以上の職員
 - ル 一般職給与法別表第八ロ医療職俸給表(二)の職務の級六級以上の職員
 - ヲ 一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表(三)の職務の級六級以上の職員
 - ワ 一般職給与法別表第九福祉職俸給表の職務の級五級以上の職員
 - カ 一般職給与法別表第十専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
 - ヨ 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員
 - 一の二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号。以下この条において「任期付職員法」という。)
- 第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員
- 二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号。以下「任期付研究員法」という。)第六条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員
 - 三 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の適用を受ける職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして農林水産大臣が定めるもの
 - 四 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号。以下「検察官俸給法」という。)の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 検事総長、次長検事及び検事長

ロ 検察官俸給法別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

ハ 検察官俸給法別表副検事の項十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事

五 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該特定独立行政法人の長が定めるもの

3 (略)

4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 一般職給与法別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員

一の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表六号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

二 検察官俸給法の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 検事総長、次長検事及び検事長

ロ 検察官俸給法別表検事の項五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事

三 特定独立行政法人の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして当該特定独立行政法人の長が定めるもの

5〜7 (略)

(贈与等の報告)

第六条 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けるとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として国家公務員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において本省課長補佐級以上の職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、各省各庁の長等（各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。以下同じ。）又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

二 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実

三 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

四 前三号に掲げるもののほか国家公務員倫理規程で定める事項

2 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書（指定職以上の職員に係るものに限り、かつ、第九条第二項ただし書に規定する事項に係る部分を除く。）の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

（株取引等の報告）

第七条 本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等（株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行ったものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

2 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、前項の規定により株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

（所得等の報告）

第八条 本省審議官級以上の職員（前年一年間を通じて本省審議官級以上の職員であつたものに限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、各省各庁の長等又はその委任を受けた者に提出しなければならない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が百万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実）

イ 総所得金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第三項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下同じ。）

ロ 各種所得の金額（退職所得の金額（所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額をいう。）及び山林所得の金額（同法第三十二条第三

項に規定する山林所得の金額をいう。)を除く。)のうち、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定により、所得税法第二十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額

二 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十一条の二に規定する贈与税の課税価格をいう。)

2 前項の所得等報告書の提出は、納税申告書(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第六号に規定する納税申告書をいう。以下同じ。)の写しを提出することにより行うことができる。この場合において、同項第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を当該納税申告書の写しに付記しなければならない。

3 各省各庁の長等又はその委任を受けた者は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し(以下「所得等報告書等」という。)の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを国家公務員倫理審査会に送付しなければならない。

(所掌事務及び権限)

第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、第五条第三項及び第四項、第九条第二項ただし書、第三十九条第二項並びに第四十二条第三項に定めるもののほか、次のとおりとする。

一 (略)

二 この法律又はこの法律に基づく命令(第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。以下同じ。)に違反した場合に係る懲戒処分の基準の作成及び変更に関すること。

三 十一 (略)

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員及び特定独立行政法人の職員に関する特例)

第四十一条 (略)

2 第四章の規定の適用を受ける特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第四号の職員に対する同法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第三条第二項から第四項まで、第三条の二」とあるのは「第三条第二項から第四項まで(職務に係る倫理の保持に関する事務を除く。)」と、「第十七条、第十七条の二」とあるのは「第十七条(職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものを除く。)」と、「第八十四条第二項、第八十四条の二」とあるのは「第八十四条第二項(国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九

号)又はこれに基づく命令(同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。)に違反する行為に関して行われるものを除く。」と、「第百条第四項」とあるのは「第百条第四項(第十七条の二の規定により権限の委任を受けた国家公務員倫理審査会が行う調査に係るものを除く。)」とする。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の国家公務員倫理法(抄)

(定義等)

第二条 (略)

2 この法律において、「本省課長補佐以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 五 (略)

六 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの

3 (略)

4 この法律において、「本省審議官級以上の職員」とは、次に掲げる職員をいう。

一 三 (略)

四 日本郵政公社の職員であつて、その職務と責任が第一号に掲げる職員に相当するものとして日本郵政公社の総裁が定めるもの

5 8 (略)

第五条 (略)

2 5 (略)

6 日本郵政公社の総裁は、国家公務員倫理審査会の同意を得て、日本郵政公社の職員の職務に係る倫理に関する規則を定めることができる。

7 8 (略)

○ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第二百十号）（抄）

（郵便局における事務の取扱い）

第二条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規定により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百十条第一項の磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二において準用する同法第十条第一項の規定に基づく同法第十二条の二の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第二百十条第一項の磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し

二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十の規定に基づく同条の証明書（以下この号において「納税証明書」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し

三 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し

四 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し

五 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

（郵便局の指定等）

第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。

- 一 その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。
- 二 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。
- 三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で定める措置が講じられていること。

四 その他総務省令で定める基準に適合するものであること。

2 (略)

3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 地方公共団体は、第一項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を告示しなければならない。

5 地方公共団体は、郵便局株式会社との協議により、第一項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（報告の請求等）

第四条 (略)

2 地方公共団体の長は、事務取扱郵便局が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて当該事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 前条第一項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認められるとき。
- 二 前項の規定による指示に違反したとき。

3 地方公共団体の長は、前項の規定により事務取扱郵便局の指定を取り消したときはその旨及び当該事務取扱郵便局の名称を、同項の規定により事務取扱郵便局の郵便局取扱事務の全部又は一部の停止を命じたときはその旨、当該事務取扱郵便局の名称、当該停止を命じた郵便局取扱事務及び当該停止を命じた期間を、告示しなければならない。

(秘密保持義務等)

第六条 事務取扱郵便局の職員又はこれらの職にあつた者は、郵便局取扱事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 郵便局取扱事務に従事する事務取扱郵便局の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(罰則)

第八条 第六条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)(抄)

(法人文書の開示義務)

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第二条第一項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第二条第二項

に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二(四) (略)

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)(抄)

(郵便局)

第二十条 公社は、前条第一項第一号から第五号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務を行うため、総務省令で定めるところにより、郵便局をあまねく全国に設置しなければならない。

2 (略)

(報告及び検査)

第五十八条 総務大臣は、この法律、郵便法、郵便貯金法、郵便為替法、郵便振替法、簡易生命保険法、軍事郵便貯金等特別処理法(昭和二十九年法律第百八号)、お年玉付郵便葉書等に関する法律、日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律、日本郵政公社による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律、郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律、郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(第五条の規定に限る。)、日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律、郵便切手類販売所等に関する法律、郵政窓口事務の委託に関する法律又は郵便物運送委託法を施行するため必要があるときは、公社に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、公社の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2・3 (略)

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十二条第四項の規定に違反して営利企業の地位に就いた者

第七十一条 第五十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公社の役員は、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〜十四 (略)

十五 第六十条第一項又は第六十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

十六 (略)

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（抄）

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に関する経過措置）

第二十二條 公社法の施行の際現に係属している旧総務省設置法第四條第七十九号に掲げる事務に関する訴訟事件又は非訟事件であつて公社が受け継ぐものについては、政令で定めるところにより、公社を国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）に規定する国又は行政庁とみなし、同法の規定を適用する。

附 則

第三十條 施行日の前日において厚生年金基金（事業団の事業所又は事務所を厚生年金保険法第一百七條第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者で、施行日に日本郵政公社共済組合の組合員となつた

者（以下この条において「事業団等の役職員であった組合員」という。）のうち、一年以上の引き続く組合員期間（日本郵政公社共済組合の組合員である期間をいう。以下この条において同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

2 事業団等の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなされる者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3 事業団等の役職員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 事業団等の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 事業団等の役職員であった組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7 事業団等の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「信書便」とは、他人の信書を送達すること（郵便に該当するものを除く。）をいう。

3 この法律において「信書便物」とは、信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）をいう。

4・5（略）

6 この法律において「一般信書便事業者」とは、一般信書便事業を営むことについて第六条の許可を受けた者をいう。

7・8（略）

9 この法律において「特定信書便事業者」とは、特定信書便事業を営むことについて第二十九条の許可を受けた者をいう。

（郵便法の適用除外）

第三条 郵便法第四条第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 一般信書便事業者が信書便物の送達を行う場合

二 特定信書便事業者が特定信書便役務に係る信書便物の送達を行う場合

三 一般信書便事業者又は特定信書便事業者から信書便の業務の一部の委託を受けた者が当該委託に係る信書便物の送達を行う場合

四 一般信書便事業者又は特定信書便事業者と信書の送達の事業に関する協定又は契約を締結した外国信書便事業者（外国の法令に準拠して外国に

おいて信書の送達の事業を行う者をいう。以下同じ。）が当該協定又は契約に基づき信書便物の送達を行う場合

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年

法律第五十九号（抄）

（定義）

第二条（略）

- 2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第二項に規定する法人文書（同項第三号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。
- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5（略）

（保有個人情報の開示義務）

第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一（略）

- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求

者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ (略)

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三〇五 (略)

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 (略)

3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4〃8 (略)

○ 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）（抄）

附 則

(郵便貯金法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 旧住宅積立郵便貯金は、前条の規定による改正後の郵便貯金法(第六十条を除く。)の規定の適用については、同法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金とみなす。

2 旧住宅積立郵便貯金については、旧郵便貯金法第六十条の規定は、なおその効力を有する。

○ 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)(抄)

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 住宅の建設又は購入に必要な資金(当該住宅の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)の貸付けに係る主務省令で定める金融機関の貸付債権の譲受けを行うこと。

二 前号に規定する貸付債権で、その貸付債権について次に掲げる行為を予定した貸付けに係るもの(以下「特定貸付債権」という。)のうち、住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るもの(その信託の受益権を含む。)を担保とする債券その他これに準ずるものとして主務省令で定める有価証券に係る債務の保証(以下「特定債務保証」という。)を行うこと。

イ 信託法(平成十八年法律第八十号)第三条第一号に掲げる方法(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関との間で同号に規定する信託契約を締結するものに限る。第二十三条第一項において同じ。)又は信託法第三条第三号に掲げる方法による信託(以下「特定信託」と総称する。)をし、当該信託の受益権を譲渡すること。

ロ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に譲渡すること。

ハ その他イ又はロに類するものとして主務省令で定める行為

三 住宅融資保険法による保険を行うこと。

- 四 住宅の建設、購入、改良若しくは移転（以下この号において「建設等」という。）をしようとする者又は住宅の建設等に関する事業を行う者に對し、必要な資金の調達又は良質な住宅の設計若しくは建設等に関する情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 五 災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金（当該災害復興建築物の建設若しくは購入又は当該被災建築物の補修に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。
- 六 災害予防代替建築物の建設若しくは購入若しくは災害予防移転建築物の移転に必要な資金（当該災害予防代替建築物の建設若しくは購入又は当該災害予防移転建築物の移転に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）、災害予防関連工事に必要な資金又は地震に対する安全性の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 七 合理的土地利用建築物の建設若しくは合理的土地利用建築物で人の居住の用その他その本来の用途に供したことの無いものの購入に必要な資金（当該合理的土地利用建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）又はマンションの共用部分の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 八 子どもを育成する家庭若しくは高齢者の家庭（単身の世帯を含む。次号において同じ。）に適した良好な居住性能及び居住環境を有する賃貸住宅若しくは賃貸の用に供する住宅部分が大部分を占める建築物の建設に必要な資金（当該賃貸住宅又は当該建築物の建設に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）又は当該賃貸住宅の改良（当該賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用その他その本来の用途に供したことがある建築物の改良を含む。）に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 九 高齢者の家庭に適した良好な居住性能及び居住環境を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良（高齢者が自ら居住する住宅について行うものに限る。）に必要な資金又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅とすることを主たる目的とする人の居住の用に供したことがある住宅の購入に必要な資金（当該住宅の購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。）の貸付けを行うこと。
- 十 機構が第一号の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者若しくは第五号から第七号まで若しくは次項第一号若しくは第二号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場合（重度障害の状態となった場合を含む。以下同じ。）に支払われる生命保険の保険金若しくは生命共済の共済金（以下「保険金等」という。）を当該貸付けに係る債務の弁済に充当し、又は沖繩復興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者とあらかじめ契約を締結して、その者が死亡した場

合に支払われる保険金等により当該貸付けに係る債務を弁済すること。

十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、次の業務を行う。

一 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)第七十七条の規定による貸付けを行うこと。

二 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十条第一項の規定による貸付けを行うこと。

三 独立行政法人雇用・能力開発機構法(平成十四年法律第七十号)第十二条第一項の規定による委託に基づき、勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

附 則

(業務の特例等)

第七条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

一 附則第三条第一項の規定により機構が承継する公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

二 前条第三項の規定により、保証協会が債務保証契約を履行したことによって取得した求償権を機構が承継した場合において、当該求償権に基づく債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

三 当分の間、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号)附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律(平成十二年法律第二十号)第十二条第二号ロ若しくはハ又は同法附則第三条の規定による廃止前の年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)第十七条第一項第三号ロ若しくはハの規定により貸し付けられた資金に係る債権について、独立行政法人福祉医療機構から譲受けを行うこと。

四 当分の間、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第三号の規定により貸し付けられた資金(沖縄振興開発金融公庫が平成十七年三月三十一日までに受理した申込みに係るものに限る。)に係る債務の保証又は福祉医療機構債権(前号に規定する債権であつて、同号の規定により譲り受けたものを除いたものをいう。次号において同じ。)に係る債務の保証を行うこと。

五 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第十一項の規定により読み替えて適用される同法第十四条第一項の規定による委託に基づき、福祉医療機構債権の回収が終了するまでの間、福祉医療機構債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。

六 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第十項の規定により読み替えて適用される同法第十二条第一項の規定による委託に基づき、次の業務を行うこと。

イ 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第一項第四号に規定する債権（政令で定めるものに限る。）の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収の業務の一部を行うこと。

ロ 独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第四条第二項第八号の業務が終了するまでの間、当該業務の一部を行うこと。

2 機構は、当分の間、第十三条及び前項に規定する業務のほか、旧公庫法、附則第十七条の規定による改正前の阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律及び附則第十八条の規定による改正前の高齢者の居住の安定確保に関する法律（これらの法律を適用し、又は準用する他の法律を含む。）の規定の例により、次の貸付けの業務を行うことができる。

一 公庫がこの法律の施行前に受理した申込みに係る資金の貸付け

二 (略)

3 3 16 (略)

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、民間にゆだねることが可能なものではできない限りこれにゆだねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することにかんがみ、平成十六年九月十日に閣議において決定された郵政民営化の基本方針に則して行われる改革（以下「郵政民営化」という。）について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社（以下「公社」という。）の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定める

ことにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

(公社の業務等の承継等)

第六条 (略)

2 (略)

3 前項に規定するもののほか、公社の業務その他の機能並びに権利及び義務(以下「業務等」という。)は、前条第二項各号に定める株式会社(以下「承継会社」という。)又は機構(以下「承継会社等」という。)に承継させるものとする。

4 (略)

(新会社の株式)

第七条 政府が保有する日本郵政株式会社の株式がその発行済株式の総数に占める割合は、できる限り早期に減ずるものとする。ただし、その割合は、常時、三分の一を超えているものとする。

2 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間(平成十九年十月一日から平成二十九年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)中に、その全部を処分するものとする。

(委員の任期)

第二十二条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2・3 (略)

(運営)

第四十四条 (略)

2・7 (略)

8 経営委員会の議事については、総務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した委員及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

9・10 (略)

(議事録)

第四十五条 日本郵政株式会社は、前条第八項の議事録を十年間その本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 債権者は、委員の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

4 裁判所は、前二項の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、日本郵政株式会社、その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）又は公社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、前二項の許可をすることができない。

5 会社法第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第二項及び第三項の許可について準用する。

6 取締役は、第一項の議事録について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

（登記）

第四十六条 日本郵政株式会社は、委員を選定したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更が生じたときも、同様とする。

2～4 （略）

（業務の特例）

第四十八条 日本郵政株式会社は、平成十九年九月三十日までの間、日本郵政株式会社法第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 実施計画の作成

二・三 （略）

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第五十一条 平成十九年九月三十日までの間、日本郵政株式会社に使用される者（常勤の役員を含み、臨時に使用される者を除く。）のうち国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二条第一項第一号に規定する職員（以下この条において「職員」という。）に相当する者として公社に属する職員をもって組織された組合（同法第三条第一項に規定する組合をいう。第九十七条及び第二百二十九条において同じ。）の運営規則で定める者は当該組合を組織する職員と、日本郵政株式会社の業務は公務とみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法第九十九条第二項中「公社の負担金を」とあるのは「公社等（公社及び日本郵政株式会社をいう。以下同じ。）の負担金を」と、同項各号並びに同法第二百二条第一項及び第四項中「公社」とあるのは「公社等」とする。

（業務の特例）

第六十一条 日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四条及び附則第二条第一項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。次号、次条、第四百四条第一号及び第三百二十四条第一号において同じ。）の処分

二 郵便貯金銀行又は郵便保険会社の株式を処分するまでの間における当該株式の保有及びこれらの株式会社の株主としての権利の行使

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

（株式の処分）

第六十二条 日本郵政株式会社は、移行期間中に、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を段階的に処分しなければならない。

2 日本郵政株式会社は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出るとともに、当該各号に定める者及び機構に通知しなければならない。

一 郵便貯金銀行の株式の全部を処分した場合 郵便貯金銀行

二 郵便保険会社の株式の全部を処分した場合 郵便保険会社

3 (略)

（日本郵政株式会社法の適用に関する特例等）

第六十三条 前二条の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十四条第一項中「この法律」とあるのは「こ

の法律並びに郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第六十一条及び第六十二条」と、同条第二項及び同法第十五条第一項中「この法律」とあるのは「この法律並びに郵政民営化法第六十一条及び第六十二条の規定」とする。

2 （略）

（設立）

第七十条 （略）

2～6 （略）

7 公社は、郵便事業株式会社設立の際し、郵便事業株式会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しない。

8～11 （略）

（郵便事業株式会社法の特例）

第七十三条 郵便事業株式会社は、その成立の時にあって、郵便事業株式会社法第三条第一項又は第二項に規定する業務に該当しない業務であつて、郵便事業株式会社が営むものとして承継計画において定められたものについて、同条第三項の認可を受けたものとみなす。

（設立）

第七十九条 （略）

2～6 （略）

7 公社は、郵便局株式会社の設立の際し、郵便局株式会社に対し、承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、公社法第四十七条の規定は、適用しない。

8～11 （略）

（郵便局株式会社法の特例）

第八十二条 郵便局株式会社は、その成立の時にあって、郵便局株式会社法第四条第一項に規定する業務又は同条第二項第一号に掲げる業務若しくはこれに附帯する業務に該当しない業務であつて、郵便局株式会社が営むものとして承継計画において定められたものについて、同条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

(銀行代理業の許可に関する特例)

第八十四条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の委託を受けて営む銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時に於いて、郵便貯金銀行を所属銀行(同条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。)として同法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為(第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の際における同法第一百条第一項第一号の政令で定める業務に係るものを除き、第二号に掲げる行為にあつては同項第二号イからハまでに掲げる業務に係るものに限る。)」と、同法第五十二条の四十二第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときには」とあるのは「郵便局株式会社が営む業務として郵政民営化法第六十六条第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

(金融商品仲介業の登録等に関する特例)

第八十五条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうちに郵便貯金銀行の委託を受けて営む金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十一項に規定する金融商品仲介業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時に於いて、郵便貯金銀行を同法第六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等として同法第六十六条の登録を受けたものとみなす。

2 前項の場合における金融商品取引法の規定の適用については、同法第二条第十一項中「次に掲げる行為(同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。)」のいずれか」とあるのは、「第一号又は第二号に掲げる行為のいずれか(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の際における同法第一百条第一項第四号ロ及びハに掲げる業務に係るものに限る。)」とする。

(定義)

第九十四条 この章において「郵便貯金銀行」とは、銀行業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

(設立)

第九十五条 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行の設立の発起人となる。

2 郵便貯金銀行の設立に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受けるものとする。

第四百四条 郵便貯金銀行については、次に掲げる日のいずれか早い日（以下「郵便貯金銀行に係る特定日」という。）以後は、前条の規定にかかわらず、この節（第百六条及び第百二十二条第三項から第五項までを除く。次条第一項において同じ。）の規定を適用しない。

- 一 第六十二条第一項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の全部を処分した日
- 二 次条第一項の決定があった日

（定義）

第百二十六条 この章において「郵便保険会社」とは、生命保険業を営ませるために次条の定めるところに従い日本郵政株式会社が設立する株式会社をいう。

（設立）

第百二十七条 日本郵政株式会社は、郵便保険会社の設立の発起人となる。

2 郵便保険会社の設立に際して発行する株式の総数は、日本郵政株式会社が引き受けるものとする。

第百五十四条 （略）

2 （略）

3 第百六十六条第一項の規定により機構が公社の業務等を承継したときは、その承継の際、承継計画において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

（公社の解散及び業務等の承継）

第百六十六条 公社は、この法律の施行の時にいて解散するものとし、承継会社等は、その時にいて、第百六十三条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、承継計画において定められた業務等を公社から承継する。

2 （略）

（職員の引継ぎ）

第百六十七条 公社の解散の際現に公社の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の時にいて、承継計画において定めるところに従い、承継会社のいずれかの職員となるものとする。

(国家公務員法の適用に関する特例)

第六十八條 前條の規定により日本郵政株式会社、郵便事業株式会社又は郵便局株式会社の職員となつた者に対する国家公務員法第八十二條第二項の規定の適用については、これらの株式会社の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前條の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

(国家公務員退職手当法の適用に関する特例等)

第六十九條 (略)

2 承継会社は、前項の規定の適用を受けた承継会社の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員(同條第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続き在職期間を承継会社の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

3 施行日の前日に公社の職員として在職する者が、第六十七條の規定により引き続き前條に規定する株式会社のいずれかの職員となり、かつ、引き続き当該株式会社の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二條第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該株式会社の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が当該株式会社を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(承継労働協約)

第七十一條 公社の職員が結成し、又は加入する労働組合(以下「公社職員労働組合」という。)と日本郵政株式会社は、承継職員の労働条件その他に関する労働協約(以下「承継労働協約」という。)を締結するための交渉をし、及び承継労働協約を締結することができる。

2 (略)

(印紙税納付計器の使用による納付の特例等の適用)

第七十八條 日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行又は郵便保険会社(次項において「郵便事業株式会社等」という。)がその成立の時ににおいて印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)第十条から第十二条までの規定の適用を受けるために必要な承認の申請その他政令で定める行為をすることができる。

2 日本郵政株式会社から前項に規定する印紙税法の規定に係る承認の申請を受けた税務署長は、当該規定の例により、その承認をすることができる。この場合において、日本郵政株式会社が当該規定の例により承認を受けたときは、郵便事業株式会社等の成立の時に於いて、郵便事業株式会社等が当該規定により承認を受けたものとみなす。

3・4 (略)

(相続税に係る課税の特例)

第百八十条 個人が相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得をした財産のうち、次に掲げる要件のすべてを満たす土地又は土地の上に存する権利で政令で定めるもの（以下この項において「特定宅地等」という。）がある場合は、当該特定宅地等を租税特別措置法第六十九条の四第三項第一号に規定する特定事業用宅地等に該当する同条第一項に規定する特例対象宅地等とみなして、同条及び同法第六十九条の五の規定を適用する。

一 施行日前に当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人の相続人と旧公社との間の賃貸借契約に基づき旧公社法第二十条第一項に規定する郵便局の用に供するため旧公社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるものの敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利のうち、施行日から当該被相続人に係る相続の開始の直前までの間において当該賃貸借契約（施行日の直前に効力を有するものに限る。）の契約事項に政令で定める事項以外の事項の変更がない賃貸借契約に基づき引き続き郵便局株式会社法第二条第二項に規定する郵便局の用に供するため郵便局株式会社に対し貸し付けられていた建物で政令で定めるもの（次号において「郵便局舎」という。）の敷地の用に供されていたもの（以下この項において「宅地等」という。）であること。

二 当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後五年以上当該郵便局舎を郵便局株式会社が引き続き借り受けることにより、当該宅地等を同日以後五年以上当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みであることにつき、財務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

三 当該宅地等について、既にこの項の規定の適用を受けたことがないものであること。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(日本郵政株式会社の役員及び職員の秘密保持義務)

第百八十三条 日本郵政株式会社の役員及び職員は、第四十八条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る職務に関して知ることのできた秘

密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

○ 日本郵政株式会社法（平成十七年法律第九十八号）（抄）

（株式の政府保有）

第二条 政府は、常時、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

（郵便事業株式会社等の株式の保有）

第五条 会社は、常時、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 （略）

二 第五条の規定に違反して、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の株式を処分したとき。

三・四 （略）

五 第十条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。

六・七 （略）

附 則

（業務の特例）

第二条 会社は、平成二十四年九月三十日までの間、第四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次に掲げる施設の譲渡又は廃止

イ 承継計画（郵政民営化法第六十六条第一項に規定する承継計画をいう。ロにおいて同じ。）において定めるところに従い会社が承継した郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号。ロにおいて「整備法」という。）第二条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第四条第一項の施設

ロ 承継計画において定めるところに従い会社が承継した整備法第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第百一条第一項の施設

二 前号イ又はロに掲げる施設の譲渡又は廃止をするまでの間における当該施設の運営又は管理

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を行うに当たっては、当該業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない。

（政府保有の株式の処分）

第三条 政府は、その保有する会社の株式（第二条に規定する発行済株式をいい、同条の規定により保有していなければならない発行済株式を除く。）については、できる限り早期に処分するよう努めるものとする。

○ 郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）（抄）

（業務の範囲）

第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務

二 国の委託を受けて行う印紙の売りさばき

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。

一 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第一条第一項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等の発行

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

3 会社は、前二項に規定する業務のほか、前二項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を受けて、前二項に規定する業務以外の業務を営むことができる。

（社会貢献業務計画）

第四条 会社は、総務省令で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする社会貢献業務の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定め、当該実施計画に係る期間の開始前に、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4 （略）

5 会社は、社会貢献業務計画に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該社会貢献業務計画の実施状況に関する報告書を総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（財務諸表）

第十条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

（収支の状況の公表）

第十一条 会社は、第三条第三項に規定する業務を営む場合には、総務省令で定めるところにより、当該業務並びに同条第一項及び第二項に規定する業務の区分ごとの収支の状況を公表しなければならない。

○ 郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「郵便局」とは、会社の営業所であつて、郵便窓口業務を行うものをいう。

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務

二 郵便事業株式会社への委託を受けて行う印紙の売りさばき

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むことができる。

一 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第二百十号)第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

二 前号に掲げるもののほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務

3・4 (略)

(地域貢献業務計画)

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする地域貢献業務の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を定め、当該実施計画に係る期間の開始前に、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2~5 (略)

6 会社は、地域貢献業務計画に係る期間の終了後三月以内に、総務省令で定めるところにより、当該地域貢献業務計画の実施状況に関する報告書を総務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

(財務諸表)

第十二条 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を総務大臣に提出しなければならない。

○ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（抄）

（中期計画の記載事項）

第十四条（略）

2 前項第一号の郵便貯金資産の運用計画は、前条第一項第一号並びに第二項第一号及び第二号の業務並びにこれらに附帯する業務（以下「郵便貯金管理業務」という。）の適正かつ確実な実施を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実に有利な運用となるように定めなければならない。

3 第一項第二号の簡易生命保険資産の運用計画は、前条第一項第二号の業務及びこれに附帯する業務（以下「簡易生命保険管理業務」という。）の適正かつ確実な実施を目的とし、市場に及ぼす影響を少なくしつつ、確実に有利な運用となるように定めなければならない。

4（略）

第十五条（略）

2 前項の契約の締結、変更又は解除は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3（略）

4 第一項の契約に再委託に関する事項を定めた場合には、当該契約により委託を受けた者は、機構の同意を得て、当該契約により委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託することができる。

5 前項の規定は、同項の規定により再委託を受けた者が当該再委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託する場合について準用する。

6（略）

（業務の委託）

第十八条（略）

2 前項の契約の締結、変更又は解除は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3（略）

4 第一項の契約に再委託に関する事項を定めた場合には、当該契約により委託を受けた者は、機構の同意を得て、当該契約により委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託することができる。

5 前項の規定は、同項の規定により再委託を受けた者が当該再委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託する場合について準用する。

6 (略)

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(抄)

附 則

(失効等)

第二条 附則第四条、第八条、第九条、第十二条、第十三条、第四十二条、第四十五条第二項及び第三項並びに第四十六条第二項及び第三項の規定は、平成二十九年九月三十日限り、その効力を失う。

2 (略)

(郵便貯金法の廃止に伴う経過措置)

第四条 (略)

第五条 この法律の施行の際現に存する次に掲げる郵便貯金については、旧郵便貯金法(第一条、第三条、第四条、第十七条、第五十一条の二第二項及び第三項(旧郵便貯金法第六十二条第二項及び第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項、第五十五条の二、第五十七条第二項及び第三項(旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する場合を含む。)、第五十八条第一項ただし書、第六十九条、第七十条第二項第一号、第七十四条並びに第七十六条を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、旧郵便貯金法の規定中「日本郵政公社(以下「公社」という。)」とあり、「公社」とあり、及び「郵便局長」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、「郵便局を」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。))の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。」と、「郵便局に」とあるのは「事務所(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第十五条第一項の規定による委託又は同条第四項(同条第五項

において準用する場合を含む。)の規定による再委託を受けた者の事務所を含む。)に」と、「支払人」とあるのは「支払場所」とする。

一 旧郵便貯金法第七条第一号に規定する通常郵便貯金(次に掲げるものに限る。)

イ 第五十七条の規定による改正前の軍事郵便貯金等特別処理法(以下「旧軍事郵便貯金等特別処理法」という。)第二条第一号に規定する軍事郵便貯金に該当するもの

ロ 旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第三号に規定する外地郵便貯金に該当するもの

ハ この法律の施行前に旧郵便貯金法第五十一条の二第二項の規定により通常貯金(同項に規定する通常貯金をいう。以下この号において同じ。)となつたもの(この法律の施行前に同条第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。)

ニ この法律の施行前に旧郵便貯金法第五十七条第一項の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に同条第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に同条第三項の規定による組入れがされたものを除く。)

ホ この法律の施行前に旧郵便貯金法第五十八条第一項本文の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十七条第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に旧郵便貯金法第五十八条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十七条第三項の規定による組入れがされたものを除く。)

ヘ この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十二条第一項の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に旧郵便貯金法第六十二条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第三項の規定による組入れがされたものを除く。)

ト この法律の施行前に旧郵便貯金法第六十三条の三第一項の規定により通常貯金となつたもの(この法律の施行前に同条第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第二項の規定による通帳の交付がされたもの及びこの法律の施行前に旧郵便貯金法第六十三条の三第二項において準用する旧郵便貯金法第五十一条の二第三項の規定による組入れがされたものを除く。)

二 旧郵便貯金法第七条第一項第二号に規定する積立郵便貯金

三 旧郵便貯金法第七条第一項第三号に規定する定額郵便貯金

四 旧郵便貯金法第七条第一項第四号に規定する定期郵便貯金

- 五 旧郵便貯金法第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金
- 六 旧郵便貯金法第七条第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金

2・3 (略)

第六条・第七条 (略)

(郵便為替法の廃止に伴う経過措置)

第八条 (略)

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便為替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十一条	郵便為替証書を再交付する	当該請求をした者に対し、為替金の額に相当する現金を払い渡すものとする
第二十二条	郵便為替証書の再交付又は為替金の払もどし	為替金の払戻し
第三十四条の二第一項	同項に規定する電信為替証書を発行してする払渡し又は現金を	現金を
第三十七条の二	電信為替証書を発行して	小切手を発行して

3 (略)

第九条 (略)

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法の規定を適用する場合において、旧郵便為替法第二条中「この法律の定めるところにより」とあるのは「この法律の定めるところにより、当分の間」と、旧郵便為替法第三十八条の八中「役員は、二十万円」とあるのは「取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役又は執行役は、百万円」とする。

第十条・第十一条 (略)

(郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第二十五条・第二十六条 (略)

第二十七条 旧郵便振替預り金寄附委託法第三条第二項の決定については、施行日以後一年を経過する日までの間は、旧郵便振替預り金寄附委託法第六条の二、第七条及び第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次項に別段の定めがある場合を除き、これらの規定中「公社」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。

2/4 (略)

第二十八条 (略)

(日本郵政公社法の廃止に伴う経過措置)

第三十条〜第三十八条 (略)

第三十九条 (略)

2 旧公社法第五十二条第四項及び第七十条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項ただし書中「任命権者」とあるのは、「総務大臣」とする。

第四十条・第四十一条 (略)

第四十二条 次に掲げる規定を適用する場合には、旧公社法第五十八条、第六十一条、第七十一条及び第七十二条(第十五号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

一 附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第二条、第六条、第三十八条の四、第三十八条の七及び第三十条の八(第二号及び第三号に係る部分に限る。)

二 附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第二条、第六条、第六十六条、第六十九条及び第七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)

三 附則第四十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法第十五条第二項から第四項まで

四 附則第四十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法施行法第十六条第二項において準用する旧公社法施行法第十五条第二項から第四項まで

2 (略)

第四十三条・第四十四条 (略)

(郵政窓口事務の委託に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十六条 (略)

第六十七条 郵政民営化法第八十四条第一項に規定する場合において、郵便局株式会社が郵便貯金銀行の許諾を得て郵便窓口業務等受託者(施行日から引き続き新委託法第七条に規定する再委託契約に基づき新委託法第五条第二項に規定する再委託業務を行う者をいう。以下同じ。)に再委託をして銀行代理業(銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。附則第七十四条第一項第四号において同じ。)を行わせる旨が承継計画(郵政民営化法第六十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下同じ。)において定められているときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、郵便貯金銀行を所屬銀行(銀行法第二条第十六項に規定する所屬銀行をいう。)として銀行法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 (略)

第六十八条・第六十九条 (略)

第七十条 郵便窓口業務等受託者に郵便保険会社を所屬保険会社等(保険業法第二条第二十四項に規定する所屬保険会社等をいう。以下同じ。)として保険募集(同条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。)を行わせる旨が承継計画において定められている場合においては、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時に、郵便保険会社を所屬保険会社等として保険業法第二百七十六条の登録を受けたものとみなす。この場合においては、郵便窓口業務等受託者は、同法第二百八十一条の手数料を納めなければならない。

2 (略)

第七十一条〜第七十三条 (略)

第七十四条 郵便窓口業務等受託者である組合(新委託法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。)は、郵便窓口業務等受託者である間は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。ただし、第四号から第七号までに掲げる業務については、それぞれ附則第六十七条第一項又は第六十八条第一項、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項の規定により許可を受け、又は登録を受けたものとみなされる場合に限る。

一〜三 (略)

四 銀行代理業

五 金融商品仲介業

六 保険募集

七 運用関連業務

八 (略)

2 (略)

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 (略)

2 (略)

3 前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定により旧公社が納付すべきものとされる平成十九年度分までの市町村納付金等の納付義務は、日本郵政株式会社を負うものとする。

4・5 (略)

第九十一条 (略)

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第九十三条 日本郵政公社共済組合(第六十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(以下「旧国共済法」という。))第三条第一項の規定により旧公社に属する職員(旧国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。)をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、施行日において、日本郵政共済組合(新国共済法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。)となり、同一性をもって存続するものとする。

2 日本郵政公社共済組合の代表者は、施行日前に、旧国共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、旧国共済法第六条及び第十一条の規定により、施行日以後に係る日本郵政共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。

第九十四条 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であった者であつて、施行日において日本郵政共済組合の組合員となつた者のうち旧国共済法第六十八条の二又は第六十八条の三の規定による育児休業手当金又は介護休業手当金の給付事由の生じた日が施行日前であるものに係

るこれらの給付の支給については、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であった者であつて、施行日において日本郵政共済組合の組合員となつた者のうち雇用保険法の規定による育児休業給付又は介護休業給付を支給すべき事由が生じた日が施行日から同法の規定によるこれらの給付の受給資格を取得するまでの間にあるものに係る新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四」とあるのは、「附則第十四条の四」とする。

3 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が行っている同項第一号に掲げる事業（同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に係るものに限る。）については、当分の間、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、日本郵政共済組合が従前の例により行うものとする。

（国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置）

第七十七条 第一百二十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法（以下この条において「旧法」という。）第五条第六項の規定に基づく規則については、同項の規定は、なおその効力を有する。

2 旧法第二条第二項第六号に掲げる職員であつた者に対する第一百二十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法（以下この条において「新法」という。）第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であつたこととみなす。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員であつた者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であつたことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員であつたこととみなす。

4 旧法第六条から第八条までの規定により郵政事業庁長官若しくは旧公社の総裁又はこれらの委任を受けた者に提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等に関する新法第九条の規定の適用については、日本郵政株式会社をこれらを受理した新法第六条第一項に規定する各省各庁の長等又はその委任を受けた者とみなす。

5 旧公社の職員であつた者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員であつた者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令に

は、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。

○ 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（抄）

（国家公務員の純減）

第四十三条 政府は、平成二十二年度の国家公務員の年度末総数を、平成十七年度の国家公務員の年度末総数と比較して、同年度の国家公務員の年度末総数の百分の五に相当する数以上の純減とすることを目標として、これを達成するため必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に規定する「国家公務員の年度末総数」とは、次に掲げる数の合計数をいう。

一 行政機関の職員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条に規定する定員の当該年度末における数

二 特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）の常時勤務に服することを要する役員及び同法第六十条第一項に規定する常勤職員の当該年度の一月一日における数

三 （略）

○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（抄）

（業務の範囲）

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 別表第一の中欄に掲げる者に対して、それぞれ同表の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務（同表第十四号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務にあつては、当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第五十三条において同じ。）を応募その他の方法により取得する業務を含む。以下同じ。）を行うこと。

二〇六 (略)

2・3 (略)

(業務の委託)

第十四条 公庫は、その業務(第十一条第一項第一号の規定による別表第一第十五号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務及び同項第三号に掲げる業務を除く。)の一部を他の者(主務省令で定める金融機関その他主務省令で定める法人(以下「受託法人」という。)に限る。)に委託することができる。

2 受託法人(主務省令で定める法人を除く。)は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が前項の規定により委託した業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた受託法人の役員又は職員であつて、当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 公庫は、第一項の規定にかかわらず、沖縄振興開発金融公庫に対し、第十一条第一項第二号の規定による別表第二第一号から第五号までに掲げる業務及び同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務の一部を委託することができる。

附則

(業務の委託の特例)

第三十八条 公庫は、第十四条の規定による場合のほか、独立行政法人福祉医療機構が独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)附則第五条の二第三項に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項第一号の規定による別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務のうち、同法附則第五条の二第三項の規定により独立行政法人福祉医療機構のあつせんを受ける者からの小口の教育資金(同表第二号の下欄に掲げる小口の教育資金をいう。次条において同じ。)の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該小口の教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を独立行政法人福祉医療機構に委託することができる。

2 第五十八条第二項、第五十九条及び第六十条の規定は、前項の規定により公庫が独立行政法人福祉医療機構に業務を委託する場合について準用する。この場合において、第五十九条第一項中「受託法人(第十四条第四項又は第五十四条第二項の規定により委託を受けた法人を含む。以下この項及び第七十一条において同じ。)」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構」と、「受託法人の」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構の」と、「受託法人に」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構に」と読み替えるものとする。

- 3 前項において読み替えて準用する第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又は独立行政法人福祉医療機構の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。
- 4 第二項において準用する第五十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした公庫の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

別表第一（第十一条関係）

一	(略)	(略)
二	<p>教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。以下この号において同じ。）を受ける者又はその者の親族であつて、その所得の水準その他の政令で定める要件を満たすもの</p>	<p>小口の教育資金（教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。）</p>
三〜十五	(略)	(略)